

古河市地域防災計画 資料編

目 次

	ページ数
1 総則	
1-1 古河市防災会議委員名簿	1
1-2 古河市防災会議条例	3
1-3 古河市防災会議運営規程	5
1-4 古河市災害対策本部条例	6
1-5 古河市災害対策本部条例施行規則	7
1-6 古河市災害対策本部事務分掌	13
1-7 古河市自主防災組織活動補助金交付要綱	24
2 協定及び広域応援	
2-1 災害時の相互応援に関する協定	28
2-2 災害時等の相互応援に関する協定実施細目	29
2-3 災害時における相互応援等に関する協定一覧	34
2-4 古河市防災協力事業所登録制度実施要綱	39
2-5 古河市防災協力事業所一覧	43
3 防災関係組織・体制等	
3-1 防災関係機関連絡先一覧	45
3-2 消防組織の現況	47
3-3 消防施設等の現況	48
4 地震及び気象に係る基礎データ	
4-1 気象庁震度階級	49
4-2 首都直下地震対策大綱	54
4-3 茨城県南部地震で想定される地震の揺れの大きさ	58
4-4 茨城・埼玉県境地震で想定される地震の揺れの大きさ	59
4-5 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震	60
5 情報通信	
5-1 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関	61
5-2 日本放送協会水戸放送局及び(株)茨城放送に対する放送要請手続き	62
6 避難所・避難場所	
6-1 避難所、避難場所、さいごの逃げ込み施設一覧	63
7 危険箇所等	
7-1 急傾斜地危険箇所	65
7-2 古河市洪水ハザードマップ	66
8 危険物施設・毒性ガス	
8-1 危険物施設の現況	67
8-2 防火対象物	68
8-3 毒性ガス施設事故通報・記録用紙	69
8-4 毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図	70
8-5 毒性ガス漏洩事故発生時の避難勧告文例(塩素ガス漏洩の場合)	70
9 輸送	
9-1 緊急通行車両標章	71
9-2 災害対策基本法に基づく交通規制標識	72
10 災害時医療・避難行動要支援者	
10-1 洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧	73
10-2 洪水浸水想定区域内要配慮者施設情報伝達系統図	77
10-3 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱	78
10-4 災害用医薬品等備蓄場所	82
10-5 災害用医薬品等備蓄品目一覧	83

11 保健・衛生	
11-1 日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱	86
12 災害救助法の適用	
12-1 災害救助法適用要請書	91
12-2 茨城県災害救助法施行細則	92
12-3 災害救助基準	101
12-4 災害救助法適用に際し整備すべき書類一覧	105
13 災害応急復旧	
13-1 被害の判定基準表	107
14 河川及び水防	
14-1 河川の現況	110
15 文教施設	
15-1 指定文化財一覧	111
16 ヘリコプター	
16-1 茨城県防災ヘリコプター応援要綱	116
16-2 ヘリコプター発着場設置基準	118
17 避難情報	
17-1 防災気象情報と警戒レベル	120

資料 1 - 1 古河市防災会議委員名簿

令和 4 年 7 月 1 日現在

区分	機関名等	職名等	氏名
会 長	古河市	市長	針 谷 力
第1号委員 (指定地方行政機関)	関東農政局茨城県拠点	地方参事官	酒 井 利 成
	関東地方整備局利根川上流河川事務所	所長	安 達 孝 実
	古河労働基準監督署	署長	山 口 俊 宏
第2号委員 (県職員)	茨城県県西県民センター	センター長	伊佐間 久
	茨城県古河保健所	所長	大 谷 幹 伸
	茨城県境工事事務所	所長	野 島 泰 久
	茨城県県西農林事務所境土地改良事務所	所長	永 瀬 啓 一
第3号委員(県警察本部)	茨城県古河警察署	署長	堀 越 悌 一
第4号委員 (市職員)	古河市	副市長	近 藤 かおる
	古河市	副市長	原 徹
	古河市	総務部長・危機管理監	長谷川 進
第5号委員(教育長)	古河市教育委員会	教育長	吉 田 浩 康
第6号委員(消防団長)	古河市消防団	団長	菊 田 信 夫
第7号委員 (指定公共機関) (指定地方公共機関)	東日本電信電話株式会社 栃木支店	支店長	小 林 博 文
	古河赤十字病院	医院長	小 山 信 一 郎
	日本放送協会水戸放送局	局長	田 中 文 弥
	東京電力パワーグリッド株式会社古河事務所	所長	松 村 進
	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社古河駅	駅長	宮 下 昌 樹
	日本郵便株式会社総和郵便局	局長	茅 根 光
第8号委員(消防長)	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長	寺 田 孝 行
第9号委員	古河市行政自治会	会長	湯 本 豊
第10号委員 (その他市長が特に任命する者)	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部古河消防署	署長	小 林 強
	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部総和消防署	署長	谷 中 昭 次
	陸上自衛隊古河駐屯地第1施設団	第301 st ソブ st 車両中隊長	佐々木 寛 史
	社会福祉法人古河市社会福祉協議会	会長	塚 田 晴 夫
	一般社団法人古河市医師会	会長	秋 葉 和 敬
	一般社団法人猿島郡医師会	会長	芝 田 佳 三
	茨城県高圧ガス保安協会猿島地方支部	支部長	風 見 正 一
	古河市民生委員児童委員連合協議会	副会長	小 嶋 崇 幸
	古河市男女共同参画推進会議	会長	稲 葉 茂
	古河市障害者福祉団体連絡協議会	会長	大 高 滋
	古河市地域女性団体連絡会	書記	森 まさ子
	茨城むつみ農業協同組合	総和支店基幹支店長	青 木 保
	中田土地改良区	理事長	小 沼 明
	大山沼土地改良区	理事長	松 本 満
	岡郷土地改良区	理事長	野 口 菊 一
	釈水土地改良区	理事長	諏 訪 通 雄
	茨城南総土地改良区	理事長	大 島 正 一
長井戸沼土地改良区	理事長	苅 部 勝	
吉田用水土地改良区	理事長	知 久 秀 夫	

区 分	機関名等	職名等	氏 名
	幸江崎土地改良区	理事長	山 中 眞
	三和西部土地改良区	理事長	青 木 輝 明
	八俣幸島土地改良区	理事長	齊 藤 忠 工
	大和田土地改良区	理事長	鈴 木 功

古河市防災会議条例

平成17年9月12日

条例第79号

改正 平成24年6月27日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、古河市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 古河市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第4条 防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

- (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の消防長
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他特に必要と認め、市長が任命する者

6 前項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月12日から施行する。

附 則 (平成24年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

古 河 市 防 災 会 議 運 営 規 程

平成 17 年 9 月 12 日

訓令第 55 号

(趣 旨)

第 1 条 この訓令は、古河市防災会議条例（平成 17 年条例第 79 号）第 6 条の規定に基づき、古河市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員である市長の職務代理者がその職務を代理する。

(会 議)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議の会議の議長となる。

(専決処分)

第 4 条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により、防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において、専決処分することができる。

2 次に掲げる事項については、会長において専決処分するものとする。

災害に関する情報を収集すること。

3 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議 事 録)

第 5 条 会議の議事録は、所管課において作成する。

2 会議の議事録に、署名する委員は、2 人とし、議長が会議において指名するものとする。

(庶 務)

第 6 条 防災会議の庶務は、所管課において処理する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

古河市災害対策本部条例

平成17年 9月12日

条例第80号

改正 平成24年 6月27日 条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、古河市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部に本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

4 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 9月12日から施行する。

附 則 (平成24年 条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

古河市災害対策本部条例施行規則

平成17年 9月12日

規則第58号

改正 平成19年 4月 1日規則第28号
平成25年 4月 1日規則第53号
平成26年 3月31日規則第17号
平成27年 3月31日規則第30号
平成27年 6月 1日規則第54号
平成29年 2月17日規則第 3号
平成29年 3月31日規則第18号
平成31年 3月28日規則第27号
令和 2年 3月31日規則第24号
令和 3年 2月 8日規則第 5号
令和 3年 7月12日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市災害対策本部条例（平成17年条例第80号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、古河市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動体制等)

第2条 本市における災害対策のための活動を行う体制は、災害の規模、状況等に応じて次に定める区分によるものとする。

- (1) 準備体制 災害情報の収集、整理及び関係機関との連絡調整を行うとともに、災害応急対策を実施するための準備を行う体制
- (2) 警戒体制 準備体制を強化し、速やかに災害応急対策を実施することができる体制
- (3) 非常体制 初動期（発災後おおむね2日目までの人命救助に重点を置いた期間をいう。以下同じ。）及び応急期（初動期後の期間をいう。以下同じ。）において、警戒体制を強化し、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するとともに、災害対策本部の総力を挙げて、災害復旧及び復興対策を推進する体制

2 職員は、災害対策のための活動を行う場合においては、次に掲げる事項が全職員

に共通する任務であると認識して行動しなければならない。

- (1) 人命救助及び応急救護活動に関すること。
- (2) 被災者の安全確保及び避難誘導活動に関すること。
- (3) 災害被害及び被害拡大の防止活動に関すること。
- (4) 被害情報の収集及び調査活動に関すること。
- (5) 部内及び部間の相互応援に関すること。
- (6) 避難所の運営に関すること。

(災害対策本部の設置及び廃止)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条第1項第3号に規定する非常体制を執る必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）となる。

- (1) 大雨、台風、突風、竜巻等により、又は地震、火山現象等により、市内に災害及び当該災害に伴う被害が発生し、かつ、当該被害が拡大するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市内で震度5強以上を観測したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、異常な自然現象等を原因として、市内に災害及び当該災害に伴う被害が発生し、かつ、当該被害が拡大するおそれがあると認めるとき。
- (4) 航空機、列車等の事故等による爆発、火災等を原因として、市内に災害及び当該災害に伴う被害が発生し、かつ、当該被害が拡大するおそれがあると認めるとき。
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害対策本部を設置する必要があると認めるとき。

2 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止する。

- (1) 災害に伴う危険が解消したと認めるとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、非常体制を継続する必要がないと認めるとき。

(災害対策本部設置等の通知)

第4条 本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を関係機関に通知するものとする。

(災害対策副本部長)

第5条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てるものとし、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、防災を主管する副市長、他の副市長及び教育長の順序によりその職務を代理する。

(災害対策本部員)

第6条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、危機管理監及び次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 古河市庁議規程(平成17年訓令第1号)第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者のうち本部長が指定するもの
- (2) 防災監
- (3) 会計管理者(応急期に限る。)
- (4) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の消防長又はその指名する消防吏員

2 本部長及びいずれの副本部長にも事故があるとき、又は欠けたときは、前項に定める本部員が次の順序によりその職務を代理するものとする。ただし、第3順位以降については、本部長があらかじめ定める順序によるものとする。

第1順位 危機管理監

第2順位 企画政策部長

(本部会議)

第7条 災害対策本部に、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害対策の基本方針及び重点項目に関する事項
- (2) 災害対策の実施及び総合調整に関する事項
- (3) 市の業務継続体制に関する事項
- (4) 復旧及び復興対策に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、災害対策に関する事項

3 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(部の組織等)

第8条 条例第3条第1項の規定により災害対策本部に置く部(以下「部」という。)の組織及び分掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 条例第3条第2項の規定により部に置く部長（以下「部長」という。）に事故があるとき、又は欠けたときは、部長があらかじめ指名する部員がその職務を代理する。
- 3 部長は、災害対策に係る事務を迅速かつ的確に処理するため、部の体制及び動員配備等の必要な事項について、あらかじめ定めるほか、災害対策本部が設置されたときは、部の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 前3項に定めるもののほか、特命事項を処理させるため必要な部に部付を置く。

（班の設置）

第9条 部（別表第2項に規定する部に限る。）に班を置き、班に班長、副班長及び班員を置く。

- 2 班の組織及び分掌事務については、別表のとおりとする。
- 3 班長は、部長の命を受けて班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 班員は、班長の命を受けて担当事務を処理する。

（現地災害対策本部の設置）

第10条 本部長は、災害の規模、状況等に応じて、特定の被災地域における災害応急対策を迅速かつ強力に推進する必要があると認めるときは、被災地域に直近する市庁舎等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地災害対策本部長は、市庁舎に現地本部を置く場合にあつては当該庁舎の庁舎管理者である本部員を、市庁舎以外の市の施設に現地本部を置く場合にあつては当該市の施設の主管部長である本部員を、これら以外の場合にあつては本部長の指名する本部員をもって充てる。

（事務局の設置）

第11条 災害対策本部の事務を行わせるため、総務部に災害対策本部の事務局を置く。

- 2 事務局に局長、次長及び局員を置く。
- 3 局長は、危機管理監をもって充て、本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、局員を指揮監督する。
- 4 次長は、消防防災課長をもって充て、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又

は欠けたときは、その職務を代理する。

5 局員は、次に掲げる職員をもって充てるものとし、局長の命を受けて担当事務を処理する。

(1) 消防防災課職員

(2) 前号に掲げる職員のほか、局長が必要と認める職員

6 事務局の分掌事務は、別表のとおりとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則（平成19年規則第28号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第17号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第30号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第27号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 5 号）

この規則は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料1-6 古河市災害対策本部事務分掌

古河市災害対策本部（初動期）事務分掌

部名	班名	担当課名	分掌事務
災害対策本部事務局			
本部運営班			
		秘書広聴課 プロジェクト 推進課 職員課 危機管理室	災害対策本部の活動全般の統括に関する事 災害対策本部会議に関する事 災害対策本部の組織及び人員配置に関する事 災害対策本部の職員の管理全般に関する事。（安否確認を含む。） 企画政策部及び総務部の初動期における通常業務の連絡調整に関する事 その他災害対策本部事務局長が指示すること
情報対策班			
		企画課 IT戦略課 消防防災課 市民協働課	情報の収集・分析に関する事。（被害状況の把握を含む。） 災害対策の方針及び具体的な対策の立案に関する事。（避難勧告、指示及び警戒区域設定の立案を含む。） 各部との連絡調整に関する事。（各部からの問合せ窓口） 国、県及び災害対策に関する部外機関（警察、消防、自衛隊その他災害対策に関わる機関、各種団体等）との連絡調整に関する事 自治組織との連絡調整に関する事 市民への情報発信に関する事。（古河市ホームページ、フェイスブック及びツイッターに関する事項を除く。） 古河市消防団との連携に関する事 その他災害対策本部事務局長が指示すること
本部広報班			
		シティプロモーション課	報道対応に関する事 市民への情報発信に関する事。（古河市ホームページ、フェイスブック及びツイッターに関する事。） その他災害対策本部事務局長が指示すること
市民情報班			
		総務課 三和庁舎市民総合窓口室	市民からの情報提供、要請等への対応に関する事 市民からの情報、要請の処理及び関係部署への連絡に関する事 その他災害対策本部事務局長が指示すること
受援班			
		契約検査課	他自治体からの支援員要請に関する事 他自治体からの支援員の受入れ及び管理に関する事。（宿泊、給食等を含む。） その他災害対策本部事務局長が指示すること
総和庁舎管理班			

	財産活用課	総和庁舎の庁舎管理に関すること その他災害対策本部事務局長が指示すること
避難支援部		
避難支援部事務局		
	市民協働課 人権・男女共同 参画室 教育総務課 交通防犯課 監査委員事務 局	避難支援部の活動全般の統括に関すること 避難支援部の組織及び人員配置に関すること 災害対策本部事務局との連絡調整に関すること 避難支援部の職員の管理に関すること 避難支援部への支援受け（受援）に関すること 避難者支援用のバス等の手配及び運行管理に関すること 市民部及び教育部の初動期における通常業務の連絡調整に関すること その他避難支援部長が指示すること
避難施設班		
避難所担当	市民総合窓口 課 古河庁舎市民 総合窓口室 学校教育施設 課 指導課 生涯学習課 文化教育施設 室 スポーツ振興 課	避難所の運営に関すること ・ 避難所の開設指示 ・ 避難所の開設及び運営状況の管理 及び報告 ・ 避難所への安否問合せ対応 ・ 避難所からのニーズ把握及びその処置対応 ・ 避難所等におけるペットに関する対応 ・ 小・中学校との連絡調整に関すること（洪水予報伝達を含む） その他避難支援部長が指示すること
さいごの逃げ込み 施設担当	市民総合窓口 課 古河庁舎市民 総合窓口室 学校給食課 社会教育施設 課	さいごの逃げ込み施設の開設及び運営に関すること その他避難支援部長が指示すること
環境対策班		
	環境課 環境施設管理 室	災害廃棄物に関すること 床下浸水への対応に関すること 仮設トイレに関すること その他避難支援部長が指示すること
災害対応総務部		
災害対応総務部事務局		
	財政課 商工政策課 企業誘致室 農業委員会事	災害対応総務部の活動全般の統括に関すること 災害対応総務部の組織及び人員配置に関すること 災害対策本部事務局との連絡調整に関すること 災害対応総務部の職員の管理に関すること

	務局	市民への情報発信（広報車による広報）に関すること 財政部及び産業部の初動期における通常業務の連絡調整に関すること その他災害対応総務部長が指示すること
物資統括班		
	市民税課 会計課	物資全般の管理に関すること 支援物資のニーズの取りまとめ及び物資支援要請に関すること 物資の調達及びその輸送調整に関すること 物資に関する関係機関・事業所等（災害協定先を含む）との調整に関すること その他災害対応総務部長が指示すること
物資集配班		
	収納課 資産税課 観光物産課	物資統括班との連携に関すること 支援物資の集配施設の確保、開設及び運営に関すること 市内の備蓄品の状況把握及び管理に関すること 市内の各避難所への物資の手配に関すること 市内の各避難所への物資の運搬に関すること その他災害対応総務部長が指示すること
議会連絡班		
	議会事務局	議会との連絡調整に関すること その他災害対応総務部長が指示すること
河川農政班		
	農政課 土地改良課	河川農政に関すること 協定事業所との連携に関すること その他災害対応総務部長が指示すること
古河庁舎管理班		
	産業部長が指名する職員	古河庁舎の庁舎管理に関すること その他災害対応総務部長が指示すること
福祉救護部		
福祉救護部事務局		
	福祉総務課 福祉推進室	福祉救護部の活動全般の統括に関すること 福祉救護部の組織及び人員配置に関すること 災害対策本部事務局との連絡調整に関すること 福祉救護部の職員の管理に関すること 福祉救護部への支援受け（受援）に関すること 健康の駅の庁舎管理に関すること（公用車管理を含む） 日本赤十字との連絡調整に関すること ボランティアセンターに関すること（社協との連絡調整を含む） 福祉部及び健康推進部の初動期における通常業務の連絡調整に関すること その他福祉救護部長が指示すること
福祉避難所班		

	社会福祉課	福祉避難所の開設・運営に関すること <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設指示 ・ 福祉避難所の開設及び運営状況の管理及び報告 福祉避難所用備品の搬入 避難所の福祉スペースとの調整対応 福祉避難所担当職員の管理（人員調整を含む） 福祉避難所への安否問い合わせ対応 福祉避難所からのニーズ把握及びその処置対応 高次民間福祉避難所の開設要請及び受入要請 高次民間福祉避難所の連絡調整（状況・ニーズ把握及び対応処理） その他福祉救護部長が指示すること
福祉支援班		
	障がい福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 子ども福祉課	要配慮者の避難及び避難生活支援に関すること 避難所の福祉スペース運営の支援に関すること 社会福祉施設との連絡調整に関すること（洪水予報伝達、被災状況及び稼働状況把握を含む） 保育所等との連絡調整に関すること（洪水予報伝達を含む） その他福祉救護部長が指示すること
保健師相談班		
	子育て包括支援課 児童発達支援センター	保健師の避難所等への巡回に関すること その他福祉救護部長が指示すること
医療救護班		
	健康づくり課 古河福祉の森診療所	医療救護所の開設及び運営に関すること 避難所等における避難者の健康維持に関する事項（保健師の巡回相談を含む） 市内の床上浸水家屋への対応に関すること 医療機関の連絡調整に関すること（洪水予報伝達、被災状況及び稼働状況把握を含む） その他福祉救護部長が指示すること
遺体収容所班		
	国保年金課	遺体収容所の開設及び運営に関すること 遺族対応に関すること その他福祉救護部長が指示すること
古河福祉の森会館管理班		
	健康推進部長が指名する職員	古河福祉の森会館の庁舎管理に関すること その他福祉救護部長が指示すること
健康の駅管理班（水害以外の場合）		
	福祉部長が指名する職員	健康の駅の庁舎管理に関すること その他福祉救護部長が指示すること
ライフライン復旧部		

ライフライン復旧部事務局		
	都市計画課 公園緑地室 下水道課	ライフライン復旧部の活動全般の統括に関する事
		ライフライン復旧部の組織及び人員配置に関する事
		災害対策本部事務局との連絡調整に関する事
		ライフライン復旧部の職員の管理に関する事
		ライフライン復旧部への支援受け（受援）に関する事
		市民からの情報提供、要請等への対応及びその処理並びに関係部署への連絡に関する事
		三和庁舎の庁舎管理に関する事（公用車管理を含む）
		上下水道部及び都市建設部の初動期における通常業務の連絡調整に関する事
		その他ライフライン復旧部長が指示する事
水道班		
	水道課 水道施設室	水道の施設・設備に関する事
		給水に関する事（給水車による給水を含む）
		協定事業所との連携に関する事
		その他ライフライン復旧部長が指示する事
下水道班		
	下水道課 雨水対策室	下水道施設・設備に関する事項
		協定事業所との連携に関する事
		その他ライフライン復旧部長が指示する事
道路班		
	区画整理課 道路整備課 用地管理課	市内の道路に関する事
		通行止め等の情報収集及び整理並びに関係部署への連絡に関する事
		協定事業所との連携に関する事
		その他ライフライン復旧部長が指示する事
宅地建物班		
	建築指導課 営繕住宅課	市営住宅に関する事
		応急危険度判定に関する事
		建物及び宅地の被害状況把握に関する事
		その他ライフライン復旧部長が指示する事項

古河市災害対策本部（応急期）事務分掌

担当部	班 名	担当課名	分 掌 事 務
企画政策部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事		部の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	秘書広報班	秘書広聴課 シティプロモーション課	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ② 災害視察者、見舞者等への対応に関すること。 ③ 災害情報の発表及び広報に関すること。 ④ 報道機関との連絡調整に関すること。 ⑤ 災害記録の撮影及び収集に関すること。 ⑥ 部内の応援に関すること。
	企画調整班	企画課	① 帰宅困難者及び滞留者対策に関すること。 ② 広域一時滞在及び広域避難に関すること。 ③ 被災外国人からの相談等の支援に関すること。 ④ 災害復興方針及び復興計画に係る事務の総合調整に関すること。 ⑤ 災害記録の整理に関すること。 ⑥ 部内の応援に関すること。
	情報管理班	情報統計課	① 基幹系及び情報系システムの応急復旧に関すること。 ② 災害時におけるデータ管理に関すること。 ③ 部内の応援に関すること。
総務部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事		部に事務を掌理し、部長を補佐すること。
	事務局	防災・危機管理課 総務課 職員課 契約検査課	① 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 ② 災害対策本部会議に関すること。 ③ 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 ④ 資機材、食糧、生活物資、救援物資等の状況把握に関すること。 ⑤ 国、県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ⑥ 災害時応援協定に関すること。 ⑦ 防災行政無線に関すること。 ⑧ 気象情報等の収集、整理及び伝達に関すること。 ⑨ 避難勧告、指示及び警戒区域の設定に関すること。 ⑩ 消防団及び消防機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ⑪ 交通安全及び防犯対策に係る警察及び関係機関との連絡調整に関すること。 ⑫ 緊急輸送道路及び避難路に係る状況の把握及び被災者等への情報提供に関すること。 ⑬ 災害従事車両証明に関すること。 ⑭ 市民への災害情報伝達に関すること。 ⑮ 被害情報の収集及び報告に関すること。 ⑯ 避難誘導及び救出に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ⑰ 災害による遺体及び行方不明者の捜索に関する業務 ⑱ 消防及び水防に関する業務 ⑲ 各班との連絡調整、各班に属しない事項に関すること ⑳ 部内の応援に関すること。
	総務管理班	総務課 <ul style="list-style-type: none"> ① 公共交通機関との連絡調整に関すること。
	動員配備班	職員課 契約検査課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の動員に関すること。 ② 職員の参集把握及び安否確認に関すること。 ③ 職員の災害応急措置に伴う損害補償に関すること。 ④ 応援職員の派遣及び受入れに関すること。 ⑤ 災害対策従事職員の食糧調達に関すること。
	施設管理班	財産活用課 <ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の被害調査及び応援復旧に関すること。 ② 市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。 ③ 避難者の緊急輸送に関すること。 ④ 備蓄品、救援物資等の管理に関すること。 ⑤ 燃料の確保に関すること。 ⑥ 市有財産の応急利用に係る事務の調整に関すること。 ⑦ 応急措置のための土地の借上げに関すること。 ⑧ 公用車の管理の取りまとめ及び車両の臨時借上げに関すること。 ⑨ 災害対策従事職員の休憩室の確保に関すること。 ⑩ 部内の応援に関すること。
財政部		部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事	部の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	財政班	財政課 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策に係る予算措置に関すること。 ② 災害対策に係る補助金、起債等に関すること。 ③ 市に対する見舞金品等の受入れに関すること。 ④ 部内の応援に関すること。
	災害調査班	資産税課 収納課 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被害調査及び被害の認定に関すること。 ② 被災者に係る市税の賦課徴収（減免、徴収猶予等）に関すること。 ③ 備蓄品、救援物資等の搬送に関すること。 ④ 部内の応援に関すること。
	施設管理班	財産活用課 <ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ② 市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。 ③ 避難者の緊急輸送に関すること。 ④ 備蓄品、救援物資等の管理に関すること。 ⑤ 燃料の確保に関すること。 ⑥ 市有財産の応急利用に係る事務の調整に関すること。 ⑦ 応急措置のための土地の借上げに関すること。 ⑧ 公用車の管理の取りまとめ及び車両の臨時借上げに関すること。 ⑨ 災害対策従事職員の休憩室の確保に関すること。 ⑩ 部内の応援に関すること

市民部		部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事	部の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	情報伝達班 市民協働課	① 自治会及び行政区との連絡調整及び情報収集に関すること。 ② 自治会及び行政区に対する物資の配分の取りまとめに関すること。 ③ 広報車により広報活動に関すること。 ④ 部内の応援に関すること。
	生活支援班 市民総合窓口課	① 市民からの災害情報の受付に関すること。 ② 被災者台帳に関すること。 ③ 災害による遺体及び行方不明者の把握に関すること。 ④ 埋火葬の許可に関すること。 ⑤ り災証明の交付に関すること ⑥ 国民健康保険・後期高齢者医療・マル福・マル古に関すること。 ⑦ 被災者に係る国民健康保険税及び国民年金に関すること。 ⑧ 部内の応援に関すること。
	環境衛生班 環境課	① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ② 被災地域のごみ、災害廃棄物（がれき等）及びし尿の収集処理に関すること。 ③ 応急仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ④ 被災地の消毒及び防疫に関すること。 ⑤ 関係事業者との連絡調整及び応急復旧に係る協力要請に関すること。 ⑥ 愛玩動物対策に関すること。 ⑦ 部内の応援に関すること
福祉部		部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事	部長の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	福祉援護班 福祉総務課 社会福祉課 障がい福祉課 高齢介護課	① 所管施設の1k被害調査及び応急復旧に関すること。 ② 避難行動要支援者の支援に関すること。 ③ 要配慮者の避難生活及び支援に関すること。 ④ 社会福祉協議会、日本赤十字社、民生委員・児童委員及び福祉関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 ⑤ 被災者に対する義援金及び救援物資の取りまとめに関すること。 ⑥ 災害ボランティアに関すること。 ⑦ 福祉避難所に関すること。 ⑧ 災害救助法に基づく救助及び被災者生活再建支援法に基づく支援に関すること。 ⑨ 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 ⑩ 災害見舞金制度に関すること。 ⑪ 被災者の福祉相談に関すること。 ⑫ 部内の応援に関すること。

	子ども保育班	子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ② 民間保育所等との連絡調整に関すること。 ③ 部内の応援に関すること。
健康推進部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事		部長の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	医療救護班	健康づくり課 国保年金課 古河福祉の森 診療所 尾崎国民健康 保険診療所	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者の医療等に関すること。 ② 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ③ 災害時における感染症予防対策に関すること。 ④ 保健所、医師会、医療機関その他関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 ⑤ 医療器具、医薬品その他衛生資機材の調達、管理及び配分に関すること。 ⑥ 在宅難病患者等の支援及び医療機関等との連携に関すること。 ⑦ 被災者の健康相談に関すること ⑧ 部内の応援に関すること。
産業部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事		部長の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	商工労働班	商工政策課 観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ② 商工業の被害調査に関すること。 ③ 商工団体との連絡調整に関すること。 ④ 生活物資の調達及び管理に関すること。 ⑤ 被災事業者に対する融資等に関すること。 ⑥ 被災者の雇用対策及び就業支援に関すること。 ⑦ 部内の応援に関すること。
	農政班	農政課 土地改良課 農業委員会事 務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地、農業用施設、農産物及び畜産の被害調査に関すること。 ② 湛水防除に関すること。 ③ 農業被害に係る情報収集及び事務の調整に関すること。 ④ 応急資機材等の調達及び管理に関すること。 ⑤ 農業関係機関等との連絡調整に関すること。 ⑥ 部内の応援に関すること。
都市建設部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、副部長、参事		部長の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	土木復旧班	道路整備課 用地管理課	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路、橋梁、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ② 災害時における市道の規制に関すること。 ③ 道路障害物の除去その他道路啓開に関すること。 ④ 応急資機材の調達及び管理に関すること。 ⑤ 関係事業者との連絡調整及び協力要請に関すること。 ⑥ 土木資機材の調達に関すること。 ⑦ 危険箇所の巡視及び関係機関等への通報に関すること。 ⑧ 部内の応援に関すること。

	営繕住宅班	営繕住宅課 建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ① 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 ② 市営住宅の応急入居に関する事。 ③ 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事。 ④ 応急仮設住宅の建設、確保及び維持管理に関する事。 ⑤ 応急危険度判定に関する事。 ⑥ 被災宅地危険度判定に関する事。 ⑦ 部内の応援に関する事。
	都市復旧班	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画施設、公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 ② 部内の応援に関する事。
上下水道部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事		部の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	下水道復旧班	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道及び農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ② 関係事業者との連絡調整及び協力要請に関する事。 ③ 応急資機材の調達及び管理に関する事。 ④ 部内の応援に関する事
	水道復旧班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ① 指揮・命令・総合調整 ② 情報連絡・市民対応 ③ 他事業体への応援要請 ④ 物資の確保用務等
会計部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、参事		部の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	会計班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策に係る資金調達に関する事。 ② 災害対策に必要な経費の出納に関する事。
教育部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督すること。
	理事、副部長、参事		部の事務を掌理し、部長を補佐すること。
	学校避難所班	教育総務課 学校教育施設 課 指導課	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ② 避難所の運営に関する事。 ③ 所管避難所における食糧、生活物資、救援物資等の必要数量の把握に関する事。 ④ 教育委員との連絡調整及び情報提供に関する事。 ⑤ 県教育委員会、小中学校及び教育関係機関との連絡調整に関する事。 ⑥ 児童及び生徒の健康管理に関する事。 ⑦ 教材及び学用品の調達及び支給に関する事。 ⑧ (各小中学校教職員) 避難所運営の支援に関する事。 ⑨ 部内の応援に関する事
	給食保険班	学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ② 食糧の調達及び管理に関する事。 ③ 食糧供給に係る学校給食センター等の臨時的運用及び非常炊き出しに関する事。

			④ 部内の応援に関する事
	施設避難所班	社会教育施設課 生涯学習課	① 社会教育団体等との連絡調整に関する事。 ② 文化財の被害調査及び保護に関する事。 ③ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ④ 避難所の運営に関する事。 ⑤ 所管避難所における食糧、生活物資、救援物資等の必要数量の把握に関する事。 ⑥ 遺体収容所の設置に関する事。 ⑦ 部内の応援に関する事
議会部			部の事務を掌理し、職員を指揮監督する事。
	理事、参事		部の事務を掌理し、部長を補佐する事。
	議会総務班	議会事務局	① 市議会議員との連絡調整及び情報提供に関する事。 ② 議会運営に関する事。
避難所運営指定職員			避難所の運営に関する事。

資料1-7 古河市自主防災組織活動補助金交付要綱

古河市自主防災組織活動補助金交付要綱

平成18年3月31日

告示第107号

改正 平成26年3月31日告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、市及び自主防災組織の円滑な協力体制の下に、当該組織の育成及び防災意識の高揚を図り、当該組織が行う防災対策を推進する事業に対して補助金を交付することについて、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象組織)

第2条 補助金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、自治会、行政区、町内会等を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策の確立のため自主防災組織を結成しようとするもの又は既に結成された自主防災組織とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる対象組織の事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 結成事業
- (2) 資機材等整備事業
- (3) 運営事業

2 結成事業及び資機材等整備事業については、一の対象組織に対する補助は、1回限り行うものとし、運営事業については、結成事業を行った年度の翌年度以後の年度において補助を行うものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業ごとに次のとおりとする。

- (1) 結成事業 説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ又は防災マップの作成その他結成に必要な事業に係る経費

(2) 資機材等整備事業 メガホン、消火器、救助用の工具又は担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋その他必要な資機材及び備蓄食料の購入等に係る経費

(3) 運営事業 平常時における防災知識の普及及び啓発活動、防災訓練等の実施に係る費用

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、対象事業ごとに次に掲げる額とする。

(1) 結成事業 対象経費以内の額。ただし、1組織当たりの交付額は、100,000円を限度とする。

(2) 資機材等整備事業 対象経費の2分の1以内の額。ただし、1組織当たりの交付額は、400,000円を限度とする。

(3) 運営事業 対象経費の2分の1以内の額。ただし、1組織当たりの交付額は、30,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 補助対象事業の区分に応じた別表に定める書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付の可否について決定し、自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又は補助事業を中止しようとするときは、自主防災組織活動補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、変更の申請にあっては、当該変更の確認ができる書類を添付するものとする。

(概算払)

第9条 補助事業者が概算払を受けようとするときは、自主防災組織活動補助金概算払交付請求書(様式第4号)により市長に補助金の概算払の請求をしなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定に基づく請求により、交付決定した補助金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了後、速やかに次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 自主防災組織活動補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 補助対象事業の区分に応じた別表に定める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織活動補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、自主防災組織活動補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 第9条第1項に規定する概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、前条の規定より確定された補助金の額から、当該概算払により交付を受けた補助金の額を控除した額を請求するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金が対象事業以外に使用されたと認める場合には、規則第16条の規定により、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第9条第1項の規定により概算払を受けた額に残余が生じたときは、概算払を受けた補助事業者に対し、その残余金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第72号）

この規則は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の申請から適用する。

資料 2-1 災害時の相互応援に関する協定

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職員別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替えを支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口通过电话等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

心 援 活 動 結 果 報 告 書

市町村名

災 害 種 別	災 害 發 生 場 所		發 信 者	
災 害 の 發 生 日 時	年 月 日 時 分 頃	心 援 要 請 受 信 時 分	月 日 時 分 受 信	覺 知 方 法
心 援 活 動 の 概 要				
心 援 機 関	人 員	車 両	そ の 他	特 記 事 項
心 援 出 動 状 況				
資 器 材 等 使 用 状 況				派 遣 人 員 の 負 傷
				資 器 材 の 損 傷
				心 援 出 動 に 起 因 す る 事 故

文 書 番 号
平成 年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村名

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、平成 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ
 応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第5条及び同実施細目第6条に基づき、下記の
 通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請求金額		金 円	
請求金額の内訳	経費の区分	請求金額	摘要

連絡窓口届出書

		平成 年 月 日 現在	
		協定市町村名	
		所在地	
連絡体制		昼 間	夜 間・休 日
① 連絡担当課			
②連絡担当職・氏名	正		
	副		
③ 連絡電話番号			
④防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX番号		
⑤ 電話 F A X 番号			
⑥その他連絡に必要な事項			

- 備考 1 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。
 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

別記様式第2号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

応援市長村長 殿

被災市町村長名



応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	

⑤ 要請する生活必需物資、 資器材、車両、人員、 一時収容施設等の種別・ 数量	
⑥ 応 援 の 主 な 活 動	
⑦ 応 援 の 到 着 希 望 日 時	
⑧ 応 援 の 実 施 場 所	
⑨ 使 用 す る 無 線 局	
⑩ そ の 他 必 要 な 事 項	

資料 2-3 災害時における相互応援等に関する協定一覧表

令和 4 年 5 月 31 日現在

1. 国・県自治体関係一覧

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害時等の相互応援に関する協定	県内市町村	平成 6 年 4 月 1 日	資機材及び物資、人材、施設他
2	姉妹都市の災害時における相互応援協定	大野市・さくら市・真室川町	平成 18 年 1 月 21 日	資機材及び物資、人材、施設他
3	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 3 月 2 日	各種情報交換等
4	環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定 (略称 環境自治体会議災害支援協定)	災害支援協定参加自治体 (計 24 市町) ※平成 28 年 11 月時点	平成 24 年 6 月 6 日	資機材及び物資、人材他
5	古河市・羽村市災害時相互応援協定	羽村市	平成 25 年 1 月 30 日	資機材及び物資、人材、施設他
6	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	下妻市・笠間市・坂東市・八千代町・境町・結城市・常総市・筑西市・桜川市・五霞町	平成 25 年 2 月 19 日	資機材及び物資、人材、施設他
7	災害時等における相互応援に関する協定	境町・五霞町・坂東市 一般社団法人茨城県建設業協会境支部	平成 26 年 6 月 3 日	資機材及び物資、人材、施設他
8	関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定	栃木市、小山市、加須市、野木町、板倉町・	平成 28 年 5 月 27 日 平成 29 年 10 月 16 日更新	資機材及び物資、人材、施設他
9	原子力災害時における水戸市民の県内広域避難に関する協定について	水戸市	平成 28 年 8 月 4 日	茨城県広域避難計画に基づく避難者の受け入れ
10	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	県内外の加盟市町村	平成 28 年 10 月 21 日	資機材及び物資、人材、施設他
11	災害時における相互応援に関する協定	北茨城市	平成 28 年 10 月 21 日	資機材及び物資、人材、施設他
12	災害時における相互応援に関する協定	久喜市	平成 31 年 3 月 22 日	資機材及び物資、人材、施設他

13	大規模水害時の広域避難に関する協定	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、利根町	令和元年5月30日	避難施設の使用、運営の協力
----	-------------------	--	-----------	---------------

2.医療・衛生関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害時の医療救護についての協定	一般社団法人猿島郡医師会	平成11年5月15日 平成30年7月24日更新	医療救護
2	災害時の医療救護についての協定	一般社団法人古河市医師会	平成11年7月12日 平成29年6月29日更新	医療救護
3	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 徳洲会 古河総合病院	平成28年9月1日	福祉避難所
4	災害時の歯科医療救護についての協定	茨城西南歯科医師会	平成26年2月24日	被災者救援中の歯科医療救護
5	災害時の医療救護活動に関する協定	古河薬剤師会	平成30年2月14日	災害時の薬事に関する医療救護活動

3.物資供給（食糧・生活用品）関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	平成18年11月1日	日用品、食料品等
2	災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社	平成20年4月1日 平成29年7月3日更新	日用品、食料品等
3	災害時における物資の供給に関する協定	(株) ベイシア	平成22年10月29日	日用品、食料品等
4	災害時における飲料の供給に関する協定	コカ・コーライースト ジャパン株式会社	平成23年6月3日	飲料
5	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城	平成26年2月24日	日用品、食料品等
6	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	株式会社 伊藤園	平成26年5月12日	飲料
7	災害時における物資の供給に関する協定	山崎製パン株式会社 古河工場	平成28年7月25日	食料品

8	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社積水化成品 関東	平成31年1月25日	使い捨て食品容器等
9	災害時における物資の供給に関する協定	日本バイリーン株式会社	平成31年4月18日	防塵マスク、簡易マスク等
10	災害時における物資等の供給に関する協定	茨城むつみ農業協同組合	令和元年12月25日	日用品、食料品等
11	災害時における支援協力に関する協定	株式会社カスミ	令和3年8月20日	駐車場、水道水、トイレ、災害概況の情報

4.物資供給（資機材等）関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成24年11月12日	レンタル機材供給（仮設トイレ、発電機等）
2	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成27年2月12日	作業関係（軍手、作業シート等） 日用品等
3	災害時における物資の供給に関する協定	王子コンテナ株式会社茨城工場	平成28年7月28日	段ボール製品
4	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社小山工場	平成28年10月17日	段ボール製品
5	災害時における資機材調達に関する協定	株式会社レンタルのニッケン古河事業所	令和3年11月5日	資機材の賃貸（仮設トイレ、冷暖房器具、発電機、照明器具等）

5.ライフライン等（上下水道・道路）復旧関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害対策活動協力に関する協定	古河市造園協会	平成20年3月17日	人員、資機材等
2	災害時における電気設備等の復旧活動に関する応援協定	古河市電設業協会	平成23年1月19日	電気設備等の応急復旧作業
3	災害時における水道施設等の復旧活動に関する応援協定	古河市指定上下水道協同組合 総和管工事協同組合 古河市三和下水道協同組合	平成23年11月14日	水道施設応急復旧活動

4	災害時における応急対策業務の応援に関する協定	株式会社日本ウォーターテックス	平成24年7月9日	人員・機材
5	災害時の応援に関する協定	古河防災協力会	平成26年5月12日	市公共施設・道路・上下水道等の応急措置活動
6	災害対策活動協力に関する協定	一般社団法人 古河市建設業協会	平成27年5月1日	土のう、人員、資機材
7	災害時における車両等の移動に関する協定	(有)川手自動車钣金工業 カントホテイス(有)	平成28年2月29日	緊急通行妨害車両等の排除
8	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会猿島地方支部	平成28年7月4日	LPガス等の供給
9	災害時における車両等の移動に関する協定	(株)サカイレッカーサービス	平成29年5月15日	緊急通行妨害車両等の排除
10	災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定	全国車載車・レッカー事業協同組合 常総市 守谷市 坂東市 境町 五霞町	平成29年7月18日	緊急通行妨害車両等の排除
11	災害時における車両等の移動に関する協定	古河市自動車協同組合 古河市三和地区自動車協同組合	平成30年11月7日	緊急通行妨害車両等の排除
12	災害時における支援協力に関する協定	茨城県石油業協同組合古河支部	令和3年3月22日	石油類燃料の優先的供給
13	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社	令和4年5月30日	防災力強化と早期停電復旧に資する活動

6.通信運搬関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	古河市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力(株)茨城支店	平成20年4月15日	停電時の情報伝達
2	アマチュア無線による災害時応援協定	古河アマチュア無線クラブ	平成21年5月8日	情報収集伝達
3	災害時の緊急救援輸送に関する協定	茨城県トラック協会古河支部	平成25年5月27日	緊急救援輸送
4	災害時の緊急放送に関する協定	古河ケーブルテレビ株式会社	平成30年12月19日	災害時の情報伝達
5	災害に係る情報発信等に	ヤフー株式会社	平成31年3月11日	災害時の情報伝達

	関する協定			
6	災害時における放送要請に関する協定	株式会社 茨城放送	令和3年10月29日	災害時の放送要請
7	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社 東関東支社	令和4年2月7日	食料及び生活必需品等の受入及び輸送

7.被災者生活支援関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	古河市建築組合 古河市総和建築組合	平成21年1月27日	応急仮設住宅の建設
2	災害時における古河市と郵便局の協力に関する協定	古河市内郵便局	平成29年6月22日	災害時の郵便業務、かんぽ生命保険の非常支払等
3	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	古河市ホテル旅館組合	令和2年10月21日	宿泊施設を被災者の避難先として活用する。
4	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和3年5月20日	移動式宿泊施設

8.その他災害復旧支援関係

NO	協定名称	協定先	締結日	内容
1	災害時における地図情報等の供給等に関する協定	株式会社 ゼンリン	平成26年12月18日	住宅地図の活用及び住宅地図インターネット配信サービスの利用
2	災害時における支援活動に関する協定	NPO法人国際ボランティア学生協会	平成28年7月4日	復旧支援活動
3	地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定	茨城県建築士会古河さしま支部	平成29年10月4日	避難所等で実施する応急危険度判定
4	災害時等における遺体安置・搬送等の協力に関する協定	茨城中央葬祭業協同組合	平成30年2月1日	遺体安置・搬送等の協力
5	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	株式会社ピットモーターズジャパン ドローンスクールジャパン 茨城土浦校	令和元年7月29日	無人航空機（ドローン）を利用した各種調査
6	災害時における法律相談業務に関する協定	茨城県弁護士会	令和3年10月29日	被災者を対象とする法律相談会

古河市防災協力事業所登録制度実施要綱

平成21年 1 月 20 日

告示第15号

改正 平成30年 3 月 30 日 告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の防災活動に協力する意欲のある事業所等が自主的に、又は市からの要請により災害時等に地域における防災活動への協力をすることで官民一体による防災協力体制の強化を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に寄与するため、古河市防災協力事業所登録制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災協力事業所 災害時等にボランティアにより保有する資源を提供するものとして防災活動への協力を申し出た事業所等であって、市長があらかじめ登録したものをいう。
- (2) 事業所等 法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事務所等を有するもの並びに市内に活動拠点を置く特定非営利活動法人及びボランティア団体その他の団体をいう。
- (3) 資源 事業所等が保有する次に掲げるものであって、災害時等に提供するものをいう。

ア 人材（労務）

イ 食料品、飲料水等の物資

ウ 避難所、施設等

エ 資機材

オ その他防災上必要なもの

(登録手続等)

第3条 防災協力事業所として登録しようとする事業所等は、防災協力事業所登録届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所等を登録するとともに、当該届出をしたものに対し、登録証（様式第2号）及び掲示用標識を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録しないものとする。

（1）古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員が所属しているものであるとき。

（2）市税を滞納しているとき。

（3）前2号に掲げる事業所等のほか、登録することが適当でないものであると市長が認めるとき。

（登録事業所の公表）

第4条 市長は、防災協力事業所として登録した事業所等の名称及び所在地等を公表するものとする。

（平常時の協力）

第5条 防災協力事業所は、平常時において、次に掲げる活動に可能な範囲で参加するものとする。

（1）地域の防災訓練

（2）地域の防災に関する会合等

（3）前2号に掲げる活動以外の地域の防災活動

（4）その他防災上必要な活動

（災害時の協力）

第6条 防災協力事業所は、災害時において、次に掲げる活動のうち、協力することが可能なものについて、自らの判断で地域と連携して実施するものとする。

（1）初期消火、救出救護、障害物の除去等に係る労務提供

（2）食料品、飲料水等の物資提供

（3）資機材等の貸出し

(4) 一時避難場所等の提供

(5) その他防災上必要な活動

2 市長は、災害時において、防災協力要請書（様式第3号）により防災協力事業所に対して前項各号に掲げる活動の協力を要請することができる。

3 防災協力事業所は、市長から前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、その諾否、協力要請のあった活動に当たる従業員の氏名、協力可能な活動の内容等について市長に回答するものとする。

4 市長は、緊急を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、電話等により防災協力事業所に協力要請をすることができるものとする。この場合において、防災協力事業所が協力要請を受諾したときは、前2項の規定に準じて後日速やかに書類を作成しなければならない。

（報告）

第7条 防災協力事業所は、協力要請に係る活動を完了したときは、防災協力実施結果連絡票（様式第4号）により、市長に報告するものとする。

（費用等）

第8条 第5条又は第6条第1項に規定する活動の実施により生じた費用は、防災協力事業所が負担するものとし、同条第2項の規定による協力要請に係る活動により生じた防災協力事業所の費用は、市と防災協力事業所で協議し、市がこれを負担することが適当であると市長が認める場合は、市が負担するものとする。

（登録期間）

第9条 第3条の規定による防災協力事業所の登録期間は、登録証の交付の日から1年間とする。ただし、市が防災協力事業所に対して、登録期間満了後における防災活動への協力を継続する意思についてあらかじめ確認することができたときは、さらに1年間登録期間を延長するものとし、以後についても、同様とする。

（登録の抹消）

第10条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 廃業したとき。

(2) 市外に移転したとき。

(3) 事業所等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認できないとき。

(4) 防災協力事業所登録抹消届出書(様式第5号)を市長に提出し、登録の抹消を申し出たとき。

(5) その他、登録しておくことが適当でない事業所等であると市長が認めるとき。

2 防災協力事業所は、登録が抹消されたときは、速やかに登録証及び掲示用標識を市長に返還しなければならない。

(連絡協議会の設置)

第11条 市長は、市及び防災協力事業所相互の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第93号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市防災協力事業所登録制度実施要綱の規定により登録されている防災協力事業所は、この告示による改正後の防災協力事業所登録制度実施要綱の規定により登録された防災協力事業所とみなす。

資料 2-5 古河市防災協力事業所一覧

古河市防災協力事業所一覧

令和 4 年 6 月現在 (44 事業所)

No.	登録 番号	登録事業所名	所在地	協力項目
1	1	三田オートサービス	古河市上辺見 739	物資提供
2	2	山本解体工業株式会社	古河市平和町 25-9	人材(労務)提供、資機材等支援
3	3	斉藤工事株式会社	古河市下辺見 2882	人材(労務)提供、資機材等支援
4	4	株式会社チヒロ建興	古河市駒羽根 641	人材(労務)提供、資機材等支援
5	5	学校法人 晃陽学園	古河市東 1-5-26	人材(労務)提供、物資提供、避難所施設等提供
6	6	生井工業株式会社	古河市葛生 1354	資機材等支援
7	7	東豊梱包運輸有限公司	古河市久能 1123-13	資機材等支援
8	8	平井工業株式会社	古河市桜町 9-2	人材(労務)提供、資機材等支援
9	9	株式会社総プロ	古河市上辺見 3017	人材(労務)提供、資機材等支援
10	11	太刀岡建築工業	古河市下辺見 2148-1	人材(労務)提供
11	12	前田電気株式会社	古河市上辺見 2574	人材(労務)提供、物資提供、その他
12	13	株式会社倭津	古河市下大野 1545	人材(労務)提供、避難所施設等提供
13	14	介護付有料老人ホーム ザ・サン シャイン古河あかやま	古河市旭町 1-17-8	物資提供、避難所施設等提供
14	15	株式会社サンエンジニアリング	古河市下辺見 975-2	人材(労務)提供、資機材等支援
15	16	共和電設株式会社	古河市牧野地 163-3	人材(労務)提供、避難所施設等提供、資機材等支援
16	17	(有)武沢運送	古河市鴻巣 682	人材(労務)提供、避難所施設等提供、資機材等支援、その他
17	18	株式会社石塚造園	古河市諸川 359	人材(労務)提供、避難所施設等提供、資機材等支援
18	19	有限会社新良建設	古河市釈迦 1985	人材(労務)提供、避難所施設等提供、資機材等支援、その他
19	21	古河アマチュア無線クラブ	古河市関戸 1309-35	人材(労務)提供、物資提供、資機材等支援、その他
20	22	株式会社 二宮	古河市山田 1430	人材(労務)提供、資機材等支援
21	23	有限会社 並木建設工業	古河市東山田 2035	人材(労務)提供、資機材等支援
22	24	油鉄印刷株式会社	古河市長谷町 28-32	人材(労務)提供、避難所施設等提供
23	25	株式会社ナガツカ	古河市原町 9-29	物資提供、避難所施設等提供
24	26	社会福祉法人 芳香会	古河市上大野 698	人材(労務)提供、避難所施設等提供
25	28	株式会社黒姫	古河市上片田 790-9	人材(労務)提供、資機材等支援
26	29	特別養護老人ホーム 希望の森	古河市上大野 1889-1	人材(労務)提供、物資提供、避難所施設等提供、
27	30	フルヤ緑販株式会社	古河市東山田 4260-1	人材(労務)提供、避難所施設等提供、資機材等支援
28	31	小林工業株式会社	古河市柳橋 425-1	人材(労務)提供、物資提供、避難所施設等提供、資機材等支援
29	32	学校法人盈科学園	古河市旭町 2-11-6	人材(労務)提供、避難所施設等提供

No.	登録 番号	登録事業所名	所在地	協力項目
30	33	山中建設工業株式会社	古河市小堤 277-3	人材(労務)提供、避難所施設等提供、資機材等支援
31	34	株式会社 幸土	古河市稲宮 1155	人材(労務)提供、物資提供、資機材等支援
32	35	株式会社 田中工業	古河市下大野 3087-1	人材(労務)提供、物資提供、資機材等支援
33	36	有限会社 丸勝建設	古河市駒羽根 1-4	人材(労務)提供、物資提供、資機材等支援
34	37	有限会社 赤坂建材	古河市松並 1-32-9	人材(労務)提供、資機材等支援
35	38	株式会社 粕谷	古河市横山町 2-9-4	人材(労務)提供、避難所施設等の提供、その他
36	39	(有)関建設	古河市駒込 979-1	人材(労務)提供、避難所施設等の提供、敷材等支援
37	40	結城電設株式会社	古河市三杉町 2-21-8	人材(労務)提供、資機材等支援
38	41	鶴田電機株式会社	古河市下大野 1793-1	避難所等提供
39	42	悦山会	古河市中田 109-6	物資提供
40	43	永光寺	古河市尾崎 954	人材(労務)提供、避難所施設等の提供
41	44	社会福祉法人四恩会 認定こども園なさき	古河市尾崎 954	避難所施設等の提供
42	45	老沼総合建設株式会社	古河市上辺見 795-1	人材(労務)提供、物資提供、資機材等支援
43	46	万福寺	古河市尾崎 4477	人材(労務)提供、物資提供、避難所施設等の提供
44	47	持明院	古河市恩名 2618	人材(労務)提供、物資提供、避難所施設等の提供

資料 3-1 防災関係機関連絡先一覧

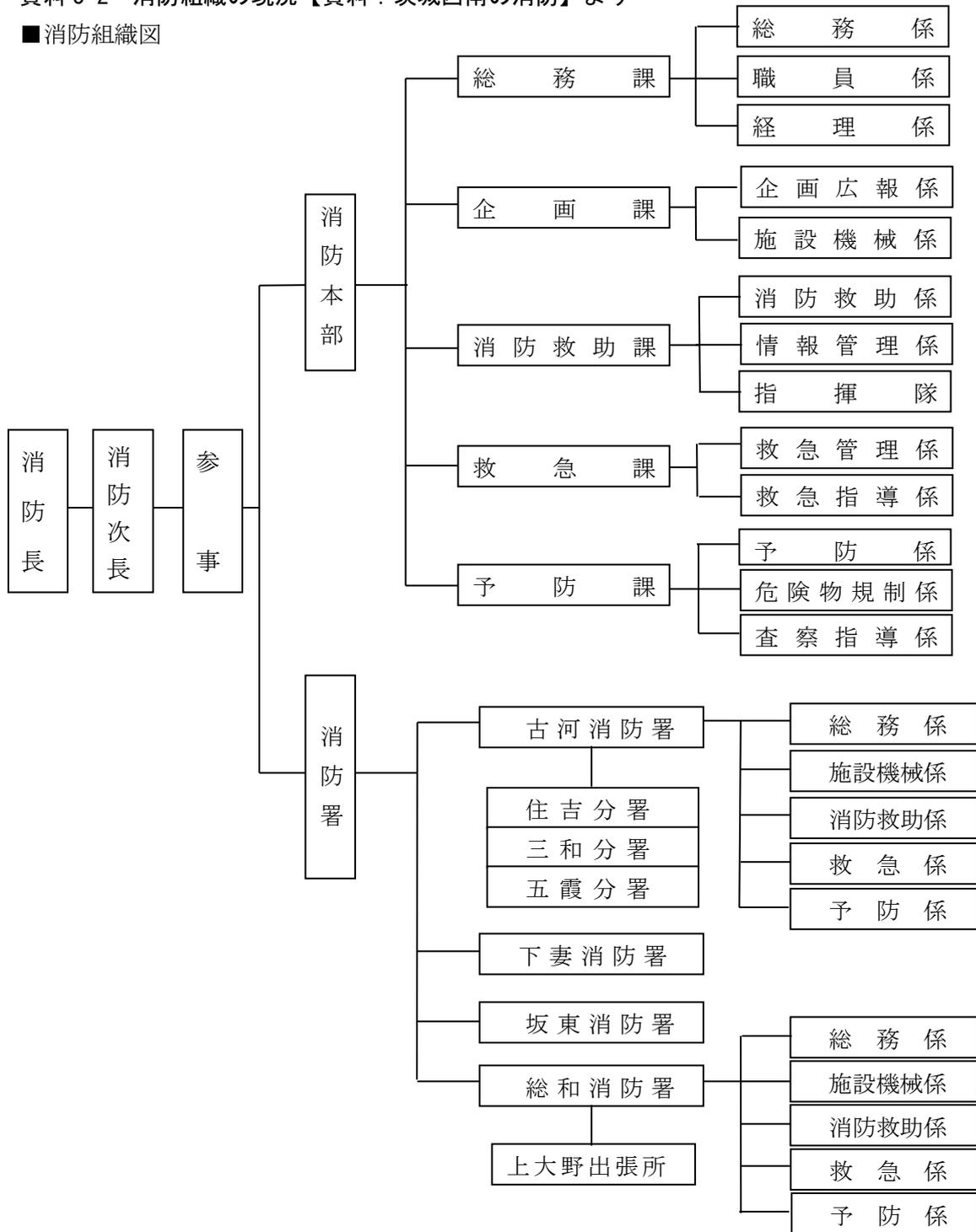
防災関係機関連絡先一覧

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号
(1) 茨城県の機関			
県庁	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898
	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887
	防災航空室	029-857-8511	029-857-8501
	原子力安全対策課	029-301-2922	029-301-2929
	河川課	029-301-4490	029-301-4499
	福祉指導課	029-301-3157	029-301-3179
	守衛室(夜間・休日)	029-301-5950	
県西県民センター	県民福祉課	0296-24-9061	0296-24-2357
	守衛室	0296-24-9064	
古河保健所		0280-32-3021	0280-32-4323
境土地改良事務所		0280-87-0822	0280-87-0825
境工事事務所		0280-87-1233	0280-87-5517
	河川整備課	0280-87-1954	0280-87-5517
古河警察署		0280-30-0110	0280-32-9049
県西流域下水道事務所		0296-44-9335	0296-44-9337
県西水道事務所		0296-37-7402	0296-37-7584
(2) 自治体			
古河市役所総和庁舎		0280-92-3111	0280-92-7633
古河庁舎		0280-22-5111	0280-22-5521
三和庁舎	消防防災課	0280-76-1511	0280-77-1511
結城市役所	防災安全課	0296-34-0411	0296-33-1941
下妻市役所	消防交通課	0296-43-2111	0296-43-4214
筑西市役所	消防防災課	0296-24-2111	0296-24-7333
常総市役所	防災危機管理課	0297-39-6000	0297-23-1848
坂東市役所	交通防災課	0297-35-2121	0297-39-5001
桜川市役所	防災課	0296-58-5111	0296-58-5115
笠間市	総務課	0296-77-1101	0296-78-0612
境町役場	防災安全課	0280-81-1307	0280-87-5872
五霞町役場	生活安全課	0280-84-1111	0280-84-1478
八千代町役場	消防交通課	0296-48-1111	0296-48-0161
栃木県栃木市	危機管理課	0282-21-2551	0282-21-2675
栃木県小山市	危機管理課	0285-39-6661	0285-29-0119
栃木県野木町役場	総務課	0280-57-4112	0280-57-4190
埼玉県加須市役所	危機管理防災課	0480-62-1111	0480-62-1934
埼玉県久喜市役所	消防防災課	0480-22-1111	0480-22-3319
群馬県板倉町役場	総務課	0276-82-1111	0276-82-1300
福井県大野市役所	防災防犯課	0779-64-4800	0779-66-7708
山形県真室川町役場	総務課	0233-62-2111	0233-62-2731
(3) 消 防			
西南広域消防本部		0280-47-0124	0280-47-0075
古河消防署		0280-47-0119	0280-47-0081
三和分署		0280-76-1901	0280-76-2844
住吉分署		0280-31-8626	0280-31-8627
五霞分署		0280-84-0628	0280-84-2247
総和消防署		0280-92-3948	0280-92-3953
上大野出張所		0280-98-2790	

(4) 自衛隊			
陸上自衛隊 第一施設団(古河駐屯地) 施設学校(勝田駐屯地)		0280-32-4141 029-274-3211	
(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関			
関東農政局 茨城支局 水戸地方气象台 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 古河出張所 下館河川事務所 宇都宮国道事務所 小山出張所 古河労働基準監督署 古河公共職業安定所	防災業務課 防災対策課 調査課	029-221-2184 029-224-1106 0480-52-3956 0280-22-0487 0280-25-2171 028-638-2131 0285-45-9770 0280-32-3232 0280-32-0461	029-225-6253 029-227-5230 0480-52-9529 0280-22-1287 0280-25-3019 0285-45-9799 0280-32-6966 0280-32-9019
(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関			
日本赤十字社 茨城県支部 古河赤十字病院 N T T 東日本栃木支店 東京電力パワーグリッド(株) 下館支社 古河事務所 J R 東日本(株) 古河駅 古河郵便局 総和郵便局 三和郵便局 NHK水戸放送局	設備部	029-241-4516 0280-23-7111 028-662-4256 0296-47-1601 0280-67-3101 0280-33-1566 0280-22-0480 0280-92-6101 0280-76-0001 029-232-9885	029-241-4714 0280-23-7120 028-613-0986 0296-22-2348 0280-33-2342 0280-33-1566 029-232-9833
(7) その他			
古河市社会福祉協議会 古河市医師会 猿島郡医師会 古河ケーブルテレビ(株) J A 茨城むつみ 本店 古河支店 総和支店 三和支店 土地改良区 中田土地改良区 大山沼土地改良区 積水土地改良区 岡郷土地改良区 大和田土地改良区 八俣幸島土地改良区 三和西部土地改良区 幸江崎土地改良区 長井戸沼土地改良区 吉田用水土地改良区 茨城南総土地改良区 古河地区工業連絡会 古河地区交通安全協会		0280-48-0808 0280-22-2615 0280-87-6634 0280-32-4747 0280-87-1161 0280-48-1854 0280-92-0103 0280-76-0017 0280-48-0677 0280-92-0133 0280-92-0122 0280-98-0159 0280-76-6405 0280-76-0228 0280-76-0228 0280-76-0228 0280-81-1130 0296-48-0029 0297-44-2013 0280-48-6000 0280-32-7511	0280-48-0119 0280-22-4100 0280-32-7525 0280-87-6630 0280-48-2465 0280-92-1187 0280-76-0073 0280-48-6006 0280-32-7512

資料 3-2 消防組織の現況【資料：茨城西南の消防】より

■消防組織図



■消防職員及び消防団員数（令和3年4月1日現在）

①消防職員数（古河消防署、総和消防署、住吉分署、三和分署、上大野出張所）

階級	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
職員数	人 2	人 2	人 20	人 16	人 25	人 29	人 30	人 0	人 124

②消防団員数

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団員数	人 1	人 6	人 36	人 27	人	人 55	人 250	人 375

資料 3-3 消防施設等の現況

■消防庁舎の概要

区 分	構 造	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	開署年月日
消 防 本 部 古 河 消 防 署	鉄筋コンクリート造 2階建	8,249.47	2,534.72	H13. 4.20
住 吉 分 署	鉄筋コンクリート造 2階建	470.56	362.00	S 46. 4. 7
三 和 分 署	鉄筋コンクリート造 2階建	1,600.00	501.99	S 50. 6.10
総 和 消 防 署	鉄筋コンクリート造 2階建	2,357.00	369.37	S 50. 6. 2
上大野出張所	鉄骨造 平屋建	709.00	118.60	S 55. 4.23

■消防車両配置状況

令和3年4月1日現在

車両区分 所 属		消 防 車						救 急 車	その他の車両							救 助 艇			
		水 槽 付 ポ ン プ 車	普 通 ポ ン プ 車	特 殊 車					指 令 車	広 報 車	指 揮 広 報 車	人 員 輸 送 車	資 材 搬 送 車	後 方 支 援 車	拠 点 機 能 形 成 車		救 助 艇 ト レ ー ラ ー	水 上 バ イ ク ト レ ー ラ ー	合 計
				化 学 車	救 助 工 作 車	梯 子 車	屈 折 車												
消 防 本 部								2	1	1	4	3	1	1			13		
古 河 消 防 署 管 内	古 河 消 防 署	1	1	1		1		2	1		1	1			1	1	11	3	
	住 吉 分 署	1						1		1							3		
	三 和 分 署	1	1					1		1							4		
総 和 消 防 署 管 内	総 和 消 防 署		1	1	1			1		1							5		
	上大野出張所	1															1		

【資料：茨城西南の消防】より

資料 4-1 気象庁震度階級

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。
		傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。
		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅がある

ため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

被害状況の想定	具体的な内容
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

被害状況の想定	具体的な内容
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 4-2 首都直下地震対策大綱

首都直下地震対策大綱

(平成 17 年 9 月)

(平成 22 年 1 月修正)

前文

1. 本大綱決定の背景

(1) 相模湾から南東方向に延びる相模トラフ沿いのプレート境界では、大正 12 年(1923 年)の関東地震と同様のマグニチュード(以下「M」という。)8クラスの地震が 200 年～300 年間隔で発生している。次の M8 クラスの地震の発生は、今後 100 年から 200 年程度先と考えられるが、その間に南関東地域で M7 クラスの地震が数回発生することが予想されている。

(2) 首都地域の地震対策については、昭和 63 年に関東地震と同様の M8 クラスの地震について被害想定が実施され、その成果を踏まえた「南関東地域震災応急対策活動要領」が策定された。平成 4 年には、南関東地域直下で発生する M7 クラスの地震を対象とした「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が策定されたが、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の経験により、大規模地震に対する大都市の脆弱性が明らかになったため、平成 10 年に「南関東地域震災応急対策活動要領」及び「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」がそれぞれ改訂され、南関東直下の地震発生に備えた政府の防災体制について充実が図られた。

(3) しかしながら、近年、インターネットによる情報通信技術や物流、金融等の高度化・国際化が進展し、経済・社会情勢が著しく変化しつつあることから、首都直下地震対策についても「首都中枢機能維持」や「企業防災」といった新たな観点からの対策強化が必要であるとの認識が広まりつつある。

一方、近年、関東地域の地殻変動に関する定点観測網が充実し詳細なデータが蓄積されてきたこと、それらに伴う知見が増大してきたこと等により、直下の地震像を明確にすることが可能な状況となってきた。これに伴い、これまで実施されていなかった詳細な被害想定を行い、これに基づく防災対策を具体化することがある程度可能な状況になってきた。

(4) このような状況を踏まえ、平成 15 年 5 月の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」の設置が決定され(第 1 回首都直下地震対策専門調査会は同年 9 月開催)、

わが国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が集積するエリアとしての首都の特性を踏まえた新たな視点から、首都直下地震対策が検討されることとなった。

首都直下地震対策専門調査会では、首都地域における地震防災の課題について検討が行われるとともに、首都直下の地震像を明らかにすることを目的とした「地震ワーキング・グループ」を設置し、首都直下で発生が予想される地震像の検討が行われた。また、首都直下地震の際に想定される直接的被害、間接的被害の予測が行われ、首都地域が抱える地震防災上の課題を明確化した上で、地震災害に強い首都地域形成に向けた国家的戦略のあり方等に関する検討が行われ、平成17年7月に中央防災会議に報告された。この報告において、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」（以下、「本大綱」という。）策定の必要性が指摘された。

本大綱は、首都直下地震対策専門調査会報告に基づき、地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。

さらに、平成18年4月、中央防災会議に「首都直下地震避難対策等専門調査会」が設置された。首都直下地震避難対策等専門調査会では、首都直下地震発生時の避難者及び帰宅困難者対策の具体化に向けた検討が行われ、平成20年10月に報告がとりまとめられた。

首都直下地震避難対策等専門調査会報告を踏まえて、本大綱に掲げる対策のうち避難者・帰宅困難者等に係るものを中心に見直しを行い、本大綱を修正した。

2. 本大綱の位置付け

(1) 首都地域は、政治中枢、行政中枢、経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、災害発生後、都県境を超えた広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題となる。さらに、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想され、その軽減策の推進は我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題である。本大綱では、このような「首都中枢機能の継続性確保」と「膨大な被害の軽減と対応」を図るという視点から、“首都中枢機能の集積地区”や“人口や建築物が密集している地区”を対象エリアとした。

(2) 本大綱では首都地域の直下で発生するM7クラスの地震を対象とするが、首都地域では、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下に沈み込んでいるため、M7クラスの地震の発生の様相は極めて多様である。首都直下地震対策専門調査会報告では、首都直下の地震として選定した18タイプの地震像のうち、北米プレートとフィリピン海プレートの境界で発生するM7.3の「東京湾北部地震」が、①ある

程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、②都心部の揺れが強いこと、③強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震としている。

(3) このため、本大綱は、「東京湾北部地震」に対する対策を中心とする。

(4) 中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

(5) なお、東京湾北部地震以外の17タイプの地震についても、本大綱の内容を十分踏まえて、地方公共団体、関係事業者、地域住民等が、国の協力の下、必要な対策を講じることとする。

(6) 「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」(平成4年8月21日 中央防災会議決定)は廃止する。

3. 対策の基本的方向

首都直下地震による被害の特徴は、「首都中枢機能障害による影響」と「膨大な人的・物的被害の発生」の2点である。本大綱は、これらの被害を軽減するための対策を基本として構成するものである。

(1) 政治、行政、経済の中枢機能に障害が発生すると、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定される。特に、被災地では、政治中枢機能や行政中枢機能の障害によって、災害応急対策として必要な政治的措置が講じられなかったり、緊急災害対策本部長等からの指示や広域応援のための調整等が円滑に実施できなくなるなど危機管理機能が著しく低下するおそれがあり、その場合には、救援活動が遅れ、より多くの人命が危険にさらされたり、避難生活に大きな混乱が生じるおそれがある。さらに、経済中枢機能の障害によって、適切な経済措置が講じられなかった場合には、被災地での経済の停滞や混乱を長引かせ、その後の復旧・復興までを含め、被災地の住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このように首都中枢機能の障害は、首都直下地震のもう一つの特徴である「膨大な人的・物的被害の発生」をさらに拡大させるおそれがあり、また、震災後の混乱を長期化させるおそれがある。このような被害様相は、他の地域では見られない首都地域に特有の特徴である。したがって、「首都中枢機能の継続性確保」が首都直下地震対策として不可欠である。

(2) 膨大な人的・物的被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであり、これを未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策への備えを計画的・戦略的に進め、“地震に強いまち”の形成を図ることは喫緊の根幹的な課題であることは論を待たない。

“地震に強いまち”とは、地震発生時の被害が可能な限り軽減されるような都市構造や耐震性に優れた施設・設備をもつ“まち”であり、かつ、発災後には、応急対策活動の円滑かつ迅速な実施と住民の生活環境の維持に不可欠なライフライン機能や交通機能の低下を最小限にとどめる“まち”である。

このため、都市計画の根本に“防災”を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組むことが重要である。延焼遮断帯や防災活動拠点となる骨格的な都市基盤施設やオープンスペースが適切に配置されたまちづくりを進めるほか、特に危険性の高い木造住宅密集市街地の解消に向けて都市基盤整備を着実に進める。また、建築物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組む。さらに、火災対策の充実を図るほか、建築物の内外で窓ガラス、天井等の落下物・転倒物やエレベータ閉じ込め等による被災を受けないよう対策を講じることが必要である。

また、ライフライン機能や交通機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性を確保するとともに、機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧するよう体制を整備しておくことが必要である。その際、ライフライン機能や交通機能は、その影響がそれぞれの機能に相互に波及する「相互依存性」という観点を踏まえるものとする。さらに、家具の固定等の予防対策や地域コミュニティの再生等の地域及び個人の防災力の向上による応急対策への備え等、あらゆる場面で自助・共助の方策を進めることが“地震に強いまち”を形成する上で重要である。

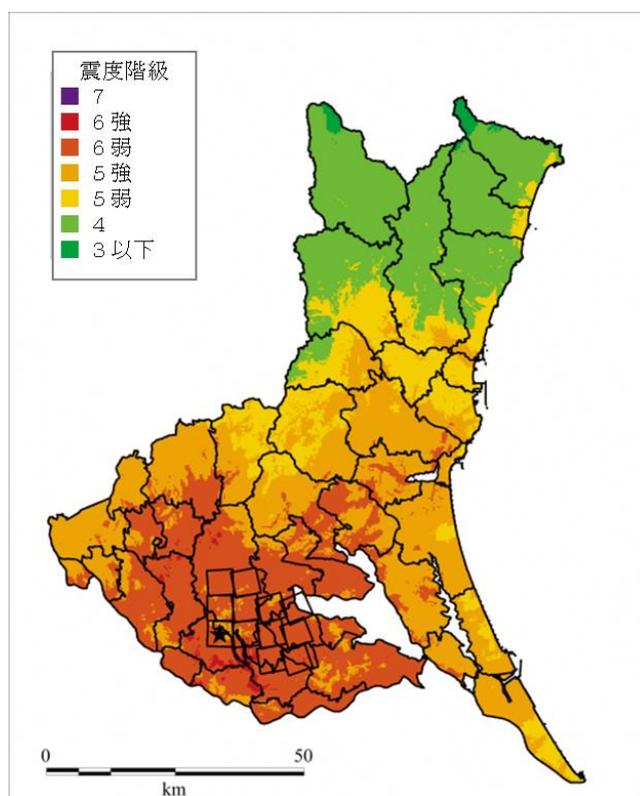
(3) 膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市区町村と国・都県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を上げて対処しなければならない。このため、社会全体で「自助」「共助」「公助」により災害被害の軽減に向けた備えを実践する「国民運動の展開」が不可欠である。

資料 4-3 茨城県南部地震で想定される地震の揺れの大きさ

茨城県南部地震

国（内閣府）が設定した都直下のM7クラスの地震で、古河市に影響を与えるとされる地震のうち、大きな被害が想定されているのが茨城県南部地震である。

以下に震度分布を示す。



茨城・埼玉県境地震による古河市における想定震度及び想定被害

		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
最大震度		6 弱		
建物被害[棟]	全壊・焼失	24 棟	7 棟	24 棟
	半壊	377 棟	377 棟	377 棟
人的被害[人]	死者数	1 人	※	1 人
	負傷者数（うち重傷者数）	57 人（6 人）	46 人（5 人）	50 人（6 人）
ライフライン被害	電力（停電率）	83%		
	上水道（断水率）	86%		
	下水道（機能支障率）	83%		
	固定電話（不通回線率）	83%		
避難者[人]	当日	5,932 人	5,899 人	5,932 人
	1 週間後	2,644 人	2,610 人	2,644 人
	1 ヶ月後	404 人	370 人	404 人
災害廃棄物[トン]	災害廃棄物量	10,581 トン		

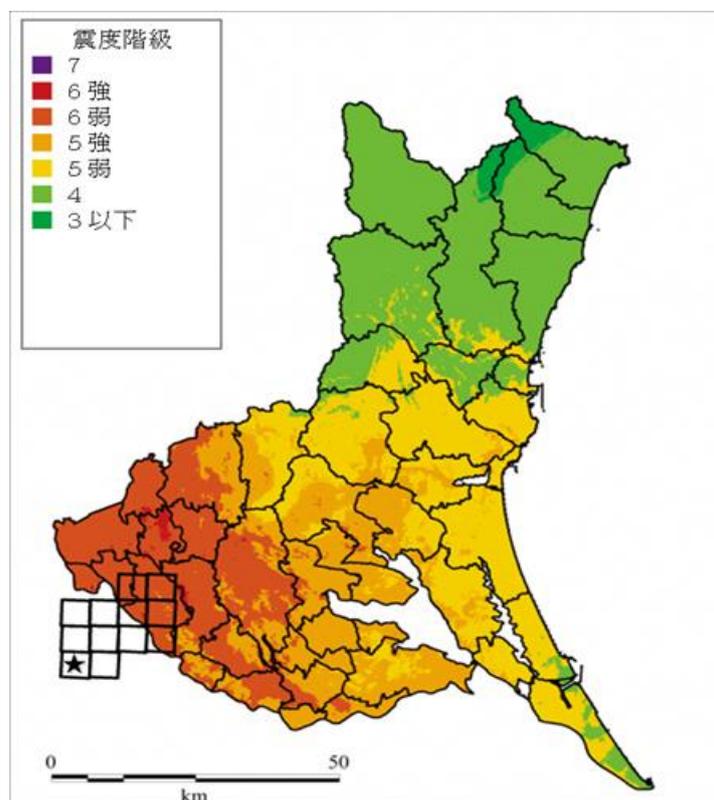
※：わずか

資料 4-4 茨城・埼玉県境地震で想定される地震の揺れの大きさ

茨城・埼玉県境地震

国（内閣府）が設定した都直下のM7クラスの地震で、古河市に影響を与えるとされる地震のうち、最も大きな被害が想定されているのが茨城・埼玉県境地震である。

以下に震度分布を示す。



茨城・埼玉県境地震による古河市における想定震度及び想定被害

		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
最大震度		6 強		
建物被害[棟]	全壊・焼失	895 棟	382 棟	951 棟
	半壊	3,636 棟	3,636 棟	3,636 棟
人的被害[人]	死者数	24 人	13 人	19 人
	負傷者数（うち重傷者数）	590 人(37 人)	343 人(26 人)	438 人(35 人)
ライフライン被害	電力（停電率）	92%		
	上水道（断水率）	96%		
	下水道（機能支障率）	92%		
	固定電話（不通回線率）	92%		
避難者[人]	当日	9,098 人	8,122 人	9,206 人
	1 週間後	13,367 人	12,423 人	13,471 人
	1 ヶ月後	8,129 人	7,145 人	8,238 人
災害廃棄物[トン]	災害廃棄物量	171,856 トン		

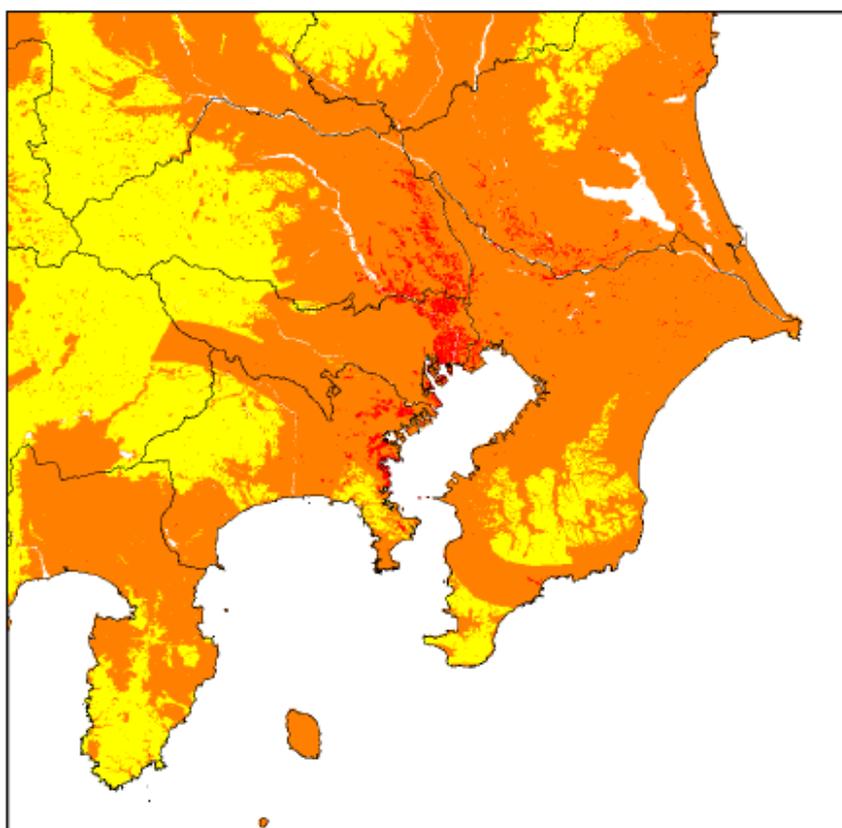
資料 4-5 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の揺れの大きさ

中央防災会議による首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書において、フィリピン海プレートでの地震について報告されている。

以下に震度分布を示す。

想定地震の規模

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)
首都直下のM7クラスの地震による震度分布を重ねた震度分布図	フィリピン海プレート内の地震、地表断層が不明瞭な地殻内の地震については、発生場所の特定は困難であり、どこで発生するか分からないため、想定されるすべての場所での地震について、それぞれの場所での最大の地震動を重ね合わせた震度分布。	7.3



資料 5-1 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市大町 3-3-5 029(232)4826	310-8558
関東管区警察局 茨城県情報通信部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町 978-6 029(301)0110 (内) 6061	310-8555
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	” ” (内) 3641	310-8555
国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	電 気 通 信 係	筑西市二木成 1753 0296(25)2173	308-0841
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	防 災 課	水戸市千波町 1962-2 029(243)5134	310-0851
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社	電 気 課	水戸市三の丸 1-4-47 029(227)3762	310-0011
茨城県無線漁業協同組合	専 務	水戸市三の丸 1-5-6 029(225)1036, (231)6592	310-0011
茨 城 県	消 防 防 災 課	水戸市笠原町 978-6 029(301)1111 (内) 2884	310-8555
	河 川 課	” ” (内) 4490	310-8555
	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町 51 029(273)7911	312-0005
東京電力茨城支店	通 信 ネットワーク グ ル ー プ	水戸市南町 2-6-2 029(387)3542	310-0021
日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	那珂郡東海村竹瓦 286 029(282)1066	319-1103
日 立 市 役 所	交 通 防 災 課	日立市助川町 1-1-1 0294(22)3111	317-8601
日 本 放 送 協 会 水 戸 放 送 局	技 術 部	水戸市大町 3-4-4 029(232)9841	310-8567
株 式 会 社 茨 城 放 送	編 成 局	水戸市千波町 2084 029(244)2121	310-0851
日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町 2551 029(241)4516	310-0914
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	ひたちなか市和田町 3-4-16 029(262)4304	311-1214
文 部 科 学 省 水 戸 原 子 力 事 務 所	管 理 ・ 無 線 係	水戸市愛宕町 4-1 029(224)3830	310-0054
日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター	原 子 力 科 学 研 究 所	那珂郡東海村白方白根 2-4 029(282)5111	319-1195
”	核 燃 料 サ イ ク ル 工 学 研 究 所	那珂郡東海村大字村松 4-33 029(282)1111	319-1194
日 本 原 子 力 発 電 株 式 会 社 東 海 発 電 所	総 務 室 総 務 サ ブ グ ル ー プ	那珂郡東海村大字白方 1-1 029(282)1211	319-1198
日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	総 務 課	東茨城郡大洗町成田町 4002 029(237)4141	311-1393
国 土 交 通 省 霞ヶ浦河川事務所	機 械 課	潮来市潮来 3510 0299(63)2420 (内) 392	311-2424
国 土 交 通 省 霞ヶ浦導水工事事務所	工 務 課	土浦市下高津 2-1-3 029(822)3007 (内) 390	300-0811

資料6-1 避難所、避難場所、さいごの逃げ込み施設一覧

【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設で災害種を限らずに市町村長が指定

【指定緊急避難場所】

災害が発生し、または発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、災害種ごとに市町村長が指定

【さいごの逃げ込み施設】

洪水浸水想定区域内に立地する高層階が浸水しない公共施設に対して、指定緊急避難場所の指定から外し、災害時に要配慮者が優先的に利用する避難施設。積極的に避難を目指す施設ではない。
※古河市独自の呼称で、災害対策基本法の指定避難所と指定緊急避難場所とは性質が異なるものです。

古河地区

令和4年2月現在

番号	名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所 (地震)	指定緊急避難場所 (洪水)	指定避難所	さいごの逃げ込み施設
1	古河第一小学校	中央町三丁目10-1	22-0101	○	×	×	2階以上
2	古河第二小学校	本町二丁目10-45	32-2700	○	○	○	
3	古河第三小学校	旭町一丁目18-4	32-0742	○	○	○	
4	古河第四小学校	中田1221	48-1862	○	×	×	3階以上
5	古河第五小学校	横山町三丁目13-27	22-0647	○	×	×	3階以上
6	古河第六小学校	北町16-47	32-5065	○	○	○	
7	古河第七小学校	三和176-1	48-1791	○	×	×	
8	古河第一中学校	常盤町11-26	32-0183	○	○	○	
9	古河第二中学校	鴻巣780	48-1464	○	×	×	2階以上
10	古河第三中学校	下山町9-5	32-6711	○	×	×	3階以上
11	古河第一高等学校	旭町二丁目4-5	32-0434	○	○	○	
12	古河第二高等学校	幸町19-18	32-0444	○	○	○	
13	古河第三高等学校	中田新田12-1	48-2755	○	×	×	3階以上
14	古河ゴルフリンクス	西町10-1	22-4000	○	×	×	
15	古河福祉の森会館	新久田271-1	48-6882	○	×	×	2階以上
16	古河市隣保館	大山1729-5	48-1989	○	×	×	
17	スポーツ交流センター	立崎510-1	22-3500	○	×	×	
18	中田公民館	中田新田135-1	48-1852	○	×	×	
19	古河東公民館	東三丁目7-19	32-5533	○	○	○	
20	地域交流センター	横山町1-2-20	21-1255	○	○	○	
21	第四保育所	新久田245-5	48-2295	○	×	×	
22	古河総合公園	鴻巣399-1	76-1511	○	×	×	

総和地区

番号	名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所 (地震)	指定緊急避難場所 (洪水)	指定避難所	さいごの逃げ込み施設
23	釈迦小学校	釈迦271	92-0104	○	×	×	3階以上
24	下大野小学校	下大野734-2	92-0004	○	○	○	
25	上辺見小学校	上辺見1164	32-0633	○	○	○	
26	小堤小学校	小堤1815-1	98-3004	○	○	○	
27	上大野小学校	上大野1425	98-3009	○	○	○	
28	駒羽根小学校	駒羽根1364	92-5477	○	×	×	2階以上
29	西牛谷小学校	西牛谷650	98-0333	○	○	○	
30	水海小学校	水海542-1	92-0353	○	×	×	3階以上
31	下辺見小学校	下辺見2400	32-0921	○	×	×	3階以上
32	中央小学校	下大野1573-20	92-1610	○	○	○	

番号	名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所 (地震)	指定緊急避難場所 (洪水)	指定避難所	さいごの逃げ込み施設
33	総和中学校	女沼290-1	92-0057	○	○	○	
34	総和北中学校	小堤1775	98-0330	○	○	○	
35	総和南中学校	磯部1773	92-1709	○	×	×	3階以上
36	総和工業高等学校	葛生1004-1	92-0660	○	×	×	
37	古河中等教育学校	磯部846	92-4551	○	×	×	3階以上
38	さくら公民館	久能973-1	92-3422	○	×	×	
39	コミュニティセンター総和	下辺見2401	32-0852	○	×	×	
40	総和老人福祉センター	北利根10	92-5888	○	×	×	
41	サークル館	北利根10	92-2505	○	×	×	
42	ネーブルパーク	駒羽根620	92-7300	○	×	×	
43	ユースセンター総和	上辺見2369	31-3211	○	○	○	
44	中央運動公園総合体育館	下大野2528	92-5555	○	○	○	
45	生涯学習センター総和	前林1953-1	92-4000	○	×	×	

三和地区

番号	名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所 (地震)	指定緊急避難場所 (洪水)	指定避難所	さいごの逃げ込み施設
46	諸川小学校	諸川1097	76-0039	○	○	○	
47	駒込小学校	駒込899-3	76-0041	○	○	○	
48	大和田小学校	大和田822	76-0040	○	○	○	
49	仁連小学校	仁連607	76-5914	○	○	○	
50	八俣小学校	東山田1814	78-0009	○	○	○	
51	名崎小学校	尾崎4200	76-0099	○	○	○	
52	三和中学校	東山田472	76-0133	○	○	○	
53	三和北中学校	諸川1995	76-5900	○	○	○	
54	三和東中学校	尾崎4515	76-7676	○	○	○	
55	三和高等学校	五部54-1	76-4959	○	○	○	
56	旧古河産業技術専門学院	諸川1844	75-2947	○	○	○	
57	三和健康ふれあいスポーツセンター	仁連2042-1	76-7000	○	○	○	
58	三和図書館	仁連2042-1	75-1511	○	○	○	
59	三和農村環境改善センター	東山田1808-12	78-1815	○	○	○	

資料 7-1 急傾斜地危険箇所

箇所名	斜面区分	位 置	延長	勾配	高さ	保全人家 戸数
錦町	自然斜面	古河市錦町	105	43	5	13
柳橋	自然斜面	古河市柳橋浅間下	40	40	6	5

(以上 2 箇所)

保存版

古河市 洪水 ハザードマップ・ガイドブック
(利根川・渡良瀬川・思川・鬼怒川)

水害から「命」を守るために

あなたは「水害」なんて起きないと思っていませんか？
雨は確実に増えています！
「これまで大丈夫だったから」はありません！

もし、利根川、渡良瀬川、思川が氾濫したら・・・
あなたの家はどれくらい深く浸水しますか？
避難しないで「命」を守ることができますか？

このハザードマップを使って
**自分と、自分の大切な人の「命」を守るために
どう行動すべきか考えましょう！**

写真：利根川・渡良瀬川合流地点(2019/10/13)利根川上流河川事務所提供

資料 8-1 危険物施設の現況

■古河市の危険物施設の現況（令和3年3月31日現在）

施設区分			合計
製造所			22
貯蔵所	屋内貯蔵所		144
	屋外タンク貯蔵所		113
	屋内タンク貯蔵所		3
	地下タンク貯蔵所		95
	簡易タンク貯蔵所		0
	移動タンク貯蔵所		76
	屋外貯蔵所		12
	小計		443
取扱所	給油取扱所	営業用	44
		自家用	38
	販売取扱所	第一種	0
		第二種	1
	一般取扱所		95
	小計		178
合計			643

項目	用 途	箇所数
1	イ 劇 場 ・ 映 画 館 等	3
	ロ 公 会 堂 又 は 集 会 場	94
2	イ キ ャ バ レ ー ・ カ フ ェ 等	3
	ロ 遊 技 場 又 は ダ ン ス ホ ー ル	19
	ハ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗。その他これに類するもの	0
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	6
3	イ 待 合 ・ 料 理 店 等	7
	ロ 飲 食 店	143
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	297
5	イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	25
	ロ 寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅 等	691
6	イ 病 院 ・ 診 療 所 又 は 助 産 所	68
	ロ 老 人 短 期 入 所 施 設 、 養 護 老 人 ホ ー ム 、 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等	40
	ハ 老 人 デ ィ サービス、経費老人ホーム、老人福祉センター等	102
	ニ 幼 稚 園 等	12
7	小 ・ 中 ・ 高 ・ 大 学 校 等	54
8	図 書 館 ・ 美 術 館 等	4
9	イ 蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等	1
	ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場 等	1
10	車 両 の 停 車 場 等	0
11	神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会 等	45
12	イ 工 場 又 は 作 業 場	493
	ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	0
13	イ 自 動 車 倉 庫 又 は 駐 車 場	0
	ロ 飛 行 機 格 納 庫	0
14	倉 庫	274
15	事 務 所 ・ 銀 行 等	333
16	イ 複 合 用 途 （ 特 定 防 火 対 象 物 ）	225
	ロ 複 合 用 途 （ イ 以 外 の も の ）	69
16 の 2	地 下 街	0
16 の 3	準 地 下 街	0
17	重 要 文 化 財 建 造 物 等	4
18	ア ー ケ ー ド	0
19	市 町 村 長 の 指 定 す る 山 林	0
20	自 治 省 令 で 定 め る 舟 車	0
合 計		3,013

※資料【茨城西南の消防】より

資料 8-3 毒性ガス施設事故通報・記録用紙

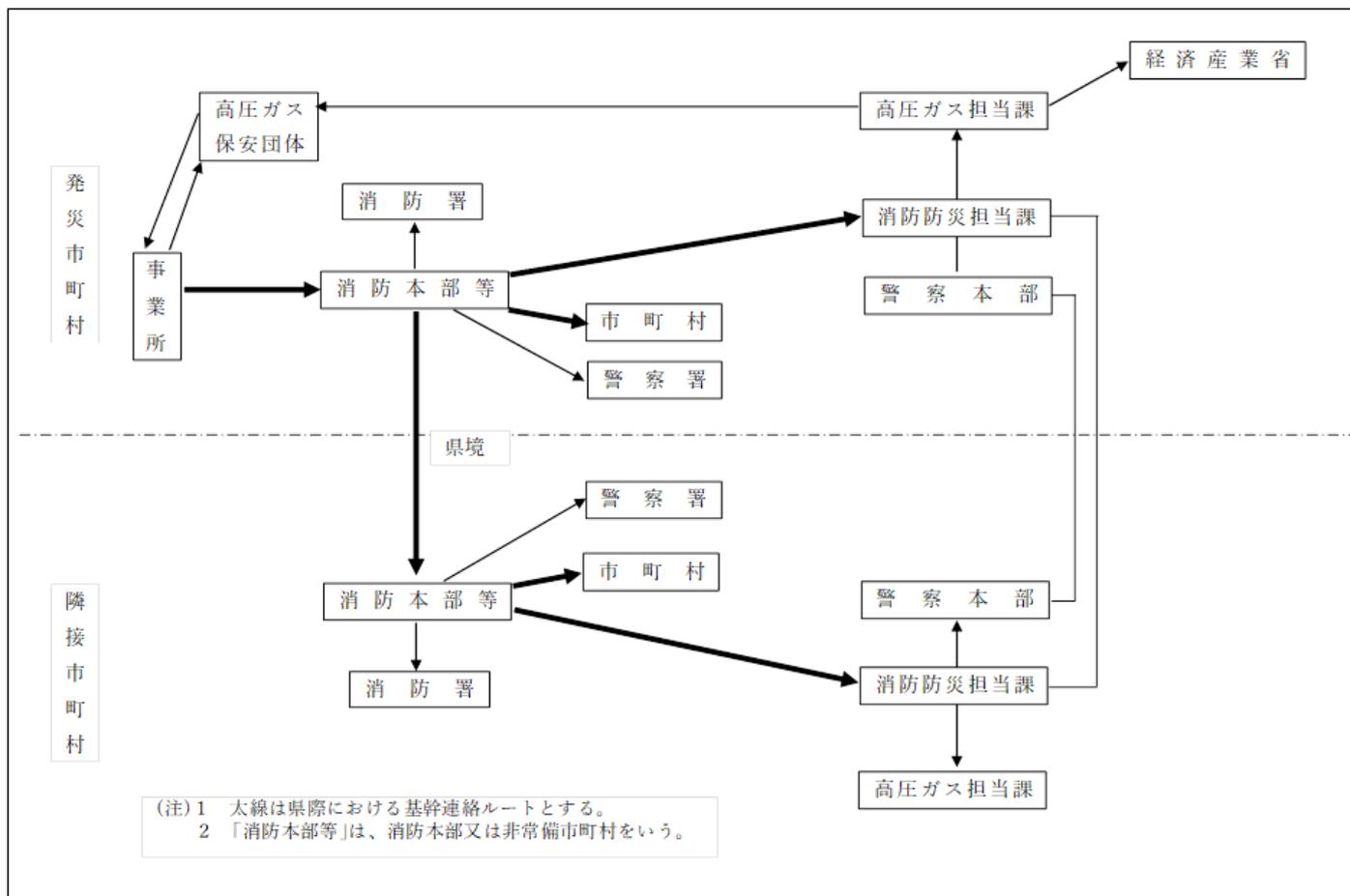
連絡チェック				
連絡先	消 防	警 察	高圧ガス担当課	保 安 団 体
電 話	1 1 9	1 1 0	(昼)	
			(夜)	

毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

1	事故発生年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
2	発 信 者			
3	発生事業所名	会社	事業所 (電話)	
4	発生事業所所在地	県	市 郡	町 村 丁目 番 号
5	毒性ガス保有量	ガス名	トン kg	
6	被 害 状 況			
7	風 向	の風：風下 方向		
8	事 故 状 況	1. 噴出漏洩（ガス・液体） 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他（ ）		
9	事 故 個 所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯槽 トン 4. 設備全部 5. その他		
10	拡 散 予 測	1. 事業所内にとどまる	2. 事業所外に	風上最大 m拡散 風下最大 m拡散
11	事業所の対応策	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員避難 3. 付近住民に避難勧告		
12	応援等の必要性			
13	備 考			
14	発信・受信日時	年 月 日	午前 午後	時 分
15	受 信 者			

(仕様はB4判)

資料 8-4 毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図



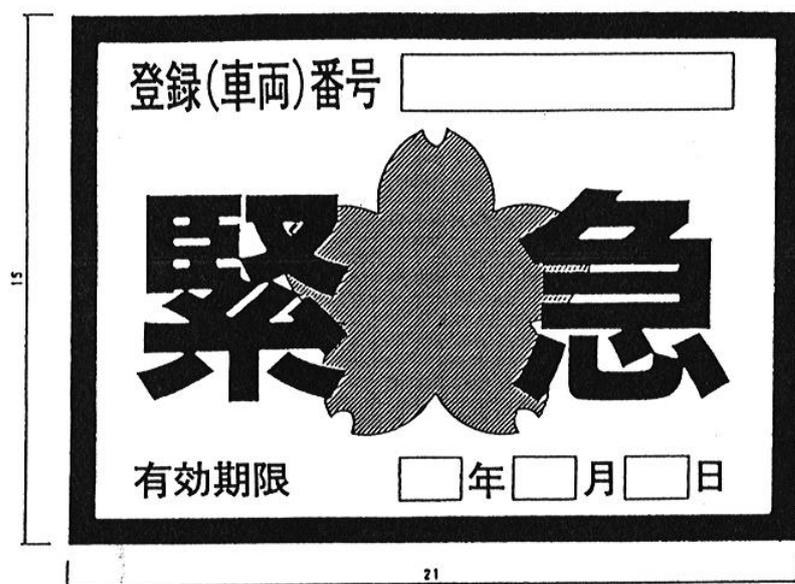
資料 8-5 毒性ガス漏洩事故発生時の避難情報文例（塩素ガス漏洩の場合）

こちらは、古河市広報車です。

本日、〇〇時〇〇分頃、〇〇町〇〇番地にある〇〇工場で塩素ガス漏洩事故が発生しました。

塩素ガスは、毒性ガスですので、目がチカチカし、のどが痛くなります。塩素ガスを多量に吸うと危険ですので、〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目の住民の皆さんは、直ちに〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ避難して下さい。避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締りを行い、避難袋以外の荷物を持たないで歩いて〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ、警察官、消防吏員、市町村職員の指示に従い、迅速に避難して下さい。

資料 9-1 緊急通行車両標章

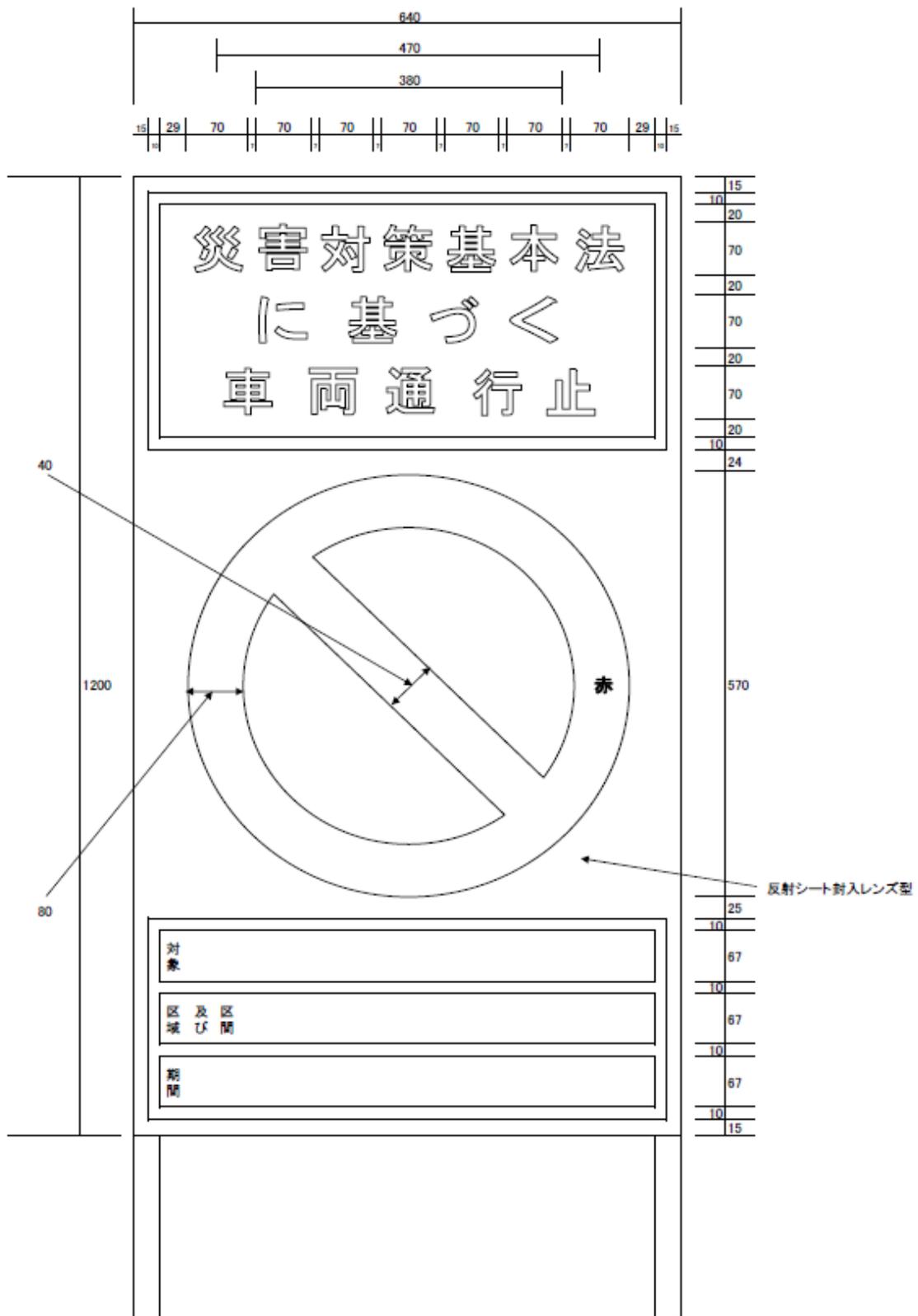


備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

備考2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

備考3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 9-2 災害対策基本法に基づく交通規制標識



色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

単位
(mm)

資料10-1 洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧

	施設種別	名 称	所在地	電話番号	令和4年6月現在						
					計画規模[m]			予想浸水深			
					利根川	渡良瀬川	愚川	利根川	渡良瀬川	愚川	向堀川
1	介護老人福祉施設・デイ・ショートステイ	愛光園	古河市新久田250-4	48-6937	3.0~5.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0
2	介護老人福祉施設・デイ・ショートステイ	わたらせ	// 大山507-5	47-0161	3.0~5.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0.5~3.0
3	介護老人福祉施設・デイ・ショートステイ・グループホーム	愛和苑	// 駒羽根320-1	93-0234	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
4	介護老人保健施設・デイ・ショートステイ	平成園	// 旭町1-17-39	31-5998	0	0	0	0.5未満	0	0.5未満	0
5	介護老人保健施設・デイ・ショートステイ	まくらがの郷	// 東本町4-2-2	33-1234	0	0	0	0.5未満	0	0	0
6	介護療養型医療施設	はまだクリニック	// 坂間185-11	48-7575	3.0~5.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
7	有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン 古河あかやま	// 旭町1-17-8	30-0107	0	0	0	0.5~3.0	0.5未満	0.5~3.0	0
8	有料老人ホーム	桃の里・古河	// 横山町1-2-6	21-1220	0	0	0	0	0.5未満	0	0
9	有料老人ホーム・デイ	ヒューマンサポート古河	// 本町1-3-30	30-1680	0	0	0	0	0.5~3.0	0	0
10	有料老人ホーム・デイ	S L P古河	// 女沼1645-3	23-5371	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
11	有料老人ホーム・デイ	S L P古河2号館	// 女沼1620-3	23-1252	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
12	有料老人ホーム・デイ	ご長寿くらぶ古河旭町	// 旭町2-15-53	23-3357	0.5~3.0	0.5未満	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0
13	有料老人ホーム・デイ	ご長寿くらぶ古河西町A	// 西町11-4	33-6672	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	3.0~5.0	0	0
14	有料老人ホーム・デイ	ばんどう	// 大堤112	33-7373	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
15	グループホーム・認知症対応型デイ	ローズマリー	// 古河514-1	30-8338	0.5未満	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
16	グループホーム	南風	// 坂間185-14	47-0315	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	0.5~3.0	0	0
17	グループホーム・デイ・ショートステイ	みやびの里	// 駒羽根1420-1	91-1581	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
18	グループホーム	つばさ	// 西町11-36	22-3348	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	3.0~5.0	0	0
19	グループホーム	つばさ Duo	// 大山1770-1	33-6202	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
20	小規模多機能型居宅介護	ポプリ	// 駒ヶ崎14-1	47-4306	0.5~3.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
21	小規模多機能型居宅介護	レーバンス古河 仁寿苑	// 駒羽根834	92-7152	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
22	デイサービスセンター	白梅の里	// 大山785-2	48-5875	5.0~10.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0
23	デイサービスセンター	デイサービス つばさ	// 宮前町5-2	23-3764	0.5未満	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
24	デイサービスセンター	ツクイ古河	// 北町6-16	30-8311	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
25	デイサービスセンター	デイサービスセンターファミリー（ファミリー館・ゆずり葉館）	// 三杉町2-10-8	33-8092	0	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0
26	デイサービスセンター・ショートステイ	ろまんの舎	// 下辺見2845	23-5665	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
27	デイサービスセンター	しらこぼとケアセンター	// 三杉町2-29-6	33-0810	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0
28	デイサービスセンター	ニチケアセンター古河	// 古河643-1	30-5152	0	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
29	デイサービスセンター	あずみ苑デイサービス古河中央	// 中央町1-2-29 2階	21-1530	0	0.5~3.0	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
30	デイサービスセンター	ケアステーションあさひ古河	// 茶屋新田410-1	47-1130	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
31	デイサービスセンター	コスモスクラブ デイサービス	// 旭町2-14-61	30-7082	0	0	0	0.5~3.0	0.5未満	0.5~3.0	0
32	デイサービスセンター	デイサービス福寿苑	// 高野1420-1	91-1505	1.0~2.0	0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0.5~3.0	0
33	デイサービスセンター	ケアももデイサービス	// 鴻巣550-2	23-2340	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
34	デイサービスセンター	デイサービス 菖蒲	// 女沼1011-1	23-3416	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
35	デイサービスセンター	リハビリデイサービスみらい	// 大堤288	23-1431	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0.5未満
36	デイサービスセンター	アイフィット	// 三杉町2-24-14	23-5915	0	0.5未満	0.5未満	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0
37	デイサービスセンター	リハビリ強化型デイサービスセンターあおぞら	// 下辺見927-2	23-6961	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
38	デイケアセンター	古河総合病院	// 鴻巣1555	47-1010	3.0~5.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	5.0~10.0	0	0
39	デイケアセンター	総和中央病院デイケアセンターあさがお	// 駒羽根825-1	92-8738	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
40	老人福祉センター	古河市古河老人福祉センター	// 新久田285	48-0328	3.0~5.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
41	老人福祉センター	古河市総和老人福祉センター（せせらぎの里）	// 北利根10	92-5888	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
42	共同生活援助	まくらがの里 グループホーム どんぐり	// 女沼332-1・331-2階/ハイツの一部	97-1123	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
43	共同生活援助	きすなⅠ、Ⅱ	// 下大野737-13	91-0153	0	0	0	0.5~3.0	0	0	0
44	共同生活援助	ひびき	// 下大野735-10	92-2130	0	0	0	0.5未満	0	0	0
45	共同生活援助	平吉ヤシキ	// 新久田280-1	48-3131	3.0~5.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0	0

資料10-1 洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧

	施設種別	名称	所在地	電話番号	予想浸水深								
					令和4年6月現在			計画規模[m]		想定最大規模[m]			
					利根川	渡良瀬川	愚川	利根川	渡良瀬川	愚川	向堀川		
46	共同生活援助	コスモス	// 東本町4-2-81	30-0119	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0		
47	共同生活援助・短期入所	グループホーム こうやの森	// 高野1443-1	23-3955	3.0~5.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
48	共同生活援助	あじさい学園ホーム	// 鴻巣1112	23-1564	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0		
49	生活介護・就労継続支援（B型）	障がい福祉センター みらい	// 高野1442-3	23-3955	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
50	就労移行支援・就労継続支援（B型）	あじさい学園	// 鴻巣1179	48-0431	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0		
51	自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（B型）	サフラン工房	// 下辺見1451	30-1277	3.0~5.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0.5~3.0	0.5~3.0		
52	生活介護・就労継続支援（B型）	いちばん星	// 下大野736-8	91-0150	0	0	0	0.5~3.0	0	0	0		
53	就労移行支援・就労継続支援（B型）	多機能型事業所 たんぼぼ	// 下大野2165-2	92-1288	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
54	生活介護・就労継続支援（B型）・就労移行支援	多機能型事業所 おおぞら	// 新久田284	48-7688	3.0~5.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0		
55	就労移行支援・就労継続支援（A型）	みらいの翼	// 高野1442-3	23-3955	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
56	就労移行支援・就労継続支援（A型）	就労移行支援・就労継続支援A型事業所「遼」	// 本町一丁目2番1号	23-6827	0	0	0	0	0.5未満	0	0		
57	就労継続支援（B型）	総活躍 古河	// 本町2-5-23 堀越ビル1階	23-3264	0	0	0	0	0.5未満	0	0		
58	児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス	古河市児童発達支援センターぐるんぱ	// 新久田271-1	48-6884	3.0~5.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0		
59	児童発達支援・放課後等デイサービス	脳を育てる運動療育センター 古河教室	// 下辺見2987-2	31-3504	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
60	児童発達支援・放課後等デイサービス	医療法人 仁寿会 総和中央病院 児童発達支援事業所 はなもち	// 駒羽根825-1	92-7055	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
61	児童発達支援・放課後等デイサービス	総合発達支援サービスきぼう古河	// 幸町20-11	33-7216	0.5未満	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
62	放課後等デイサービス	脳を育てる運動療育センター 古河西教室	// 東1丁目5-6 1階7カトA	070-5660-6414	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0		
63	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスみらい	// 高野1442-3	23-3955	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
64	放課後等デイサービス	紙ひこうき	// 大山1740-103	23-2435	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
65	放課後等デイサービス	からふる 古河	// 牧野地9-4	33-7306	3.0~5.0	5.0~10.0	0	3.0~5.0	5.0~10.0	0	0		
66	就労継続支援（B型）	パンでりハみらい	// 釈迦1204-1	23-3955	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
67	公立保育所	第二保育所	// 東3-7-19	32-1316	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0		
68	公立保育所	第三保育所	// 中田1619	48-2300	5.0~10.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0		
69	公立保育所	第四保育所	// 新久田245-5	48-2295	3.0~5.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	5.0~10.0	0	0		
70	公立保育所	上辺見保育所	// 上辺見1300-13	32-6868	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0		
71	私立保育園	古河保育園	// 中央町3-10-62	22-1717	3.0~5.0	5.0~10.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0		
72	私立保育園	古河浅井保育園	// 中央町2-6-22	22-7029	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	3.0~5.0	0	0		
73	私立保育園	清恵保育園	// 中田2417-9	48-3456	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0		
74	私立保育園	おはな保育園（本園）	// 横山町2-16-6	33-6087	0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
75	私立保育園	おはな保育園（分園）	// 松並1-2-1	33-6087	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0		
76	私立保育園	総和保育園	// 葛生1353-2	92-1508	0	0	0	0.5~3.0	0	0	0		
77	私立保育園	こばと保育園	// 磯部1648-1	92-2616	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0		
78	私立保育園	白梅保育園	// 水海2356	92-0152	3.0~5.0	3.0~5.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0.5~3.0	0		
79	私立幼稚園	はなもち保育園	// 仁連853-1	75-2000	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
80	私立幼稚園	古河幼稚園	// 鴻巣946-5	48-3777	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
81	私立幼稚園	ひまわり幼稚園	// 雷電町5-7	32-5305	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0		
82	私立幼稚園	くくや台幼稚園	// 三和176-5	48-3223	5.0~10.0	5.0~10.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0		
83	認定こども園幼稚園型	古河文化幼稚園	// 東4-5-14	32-1703	0	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5未満	0		
84	認定こども園幼稚園型	フレール幼稚園	// 松並2-3-13	32-2221	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0		
85	認定こども園幼稚園型	総和文化幼稚園	// 下大野2759	92-2220	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0		
86	認定こども園幼保連携型	古河白梅幼稚園	// 大山1521-3	48-4735	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0	0		
87	認定こども園幼保連携型	ゆりかご幼稚園	// 古河644-5	32-1840	0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5未満	0		
88	認定こども園幼保連携型	三田幼稚園	// 上辺見931-1	31-8221	0	0	0	0.5~3.0	0.5未満	0.5未満	0		
89	認定こども園幼保連携型	総和第一幼稚園	// 下大野853-2	92-1755	0	0	0	0.5~3.0	0	0	0		
90	小規模保育施設	はっぴー古河園	// 長谷町33-3	21-0881	3.0~5.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	5.0~10.0	0	0		

資料10-1 洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧

	施設種別	名称	所在地	電話番号	令和4年6月現在						
					計画規模[m]			予想浸水深			
					利根川	渡良瀬川	愚川	利根川	渡良瀬川	愚川	向堀川
91	小規模保育施設	古河すくすく保育園	// 下山町10-7	32-0055	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
92	小規模保育施設	えがお保育園	// 女沼264-1	33-3718	0.5	0.5	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
93	事業所内保育施設	ゆきはな保育園	// 下山町1150	23-7113	0.5~3.0	0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
94	認可外保育施設	総和中央病院 たけの子保育園	// 駒羽根834	92-8850	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
95	認可外保育施設	古河病院 なかよし園	// 駒ヶ崎10-1	47-1010	0.5~3.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
96	認可外保育施設	古河ヤクルト販売㈱ 古河南センター託児室	// 鴻巣1095-2	48-7110	2.0~5.0	2.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
97	認可外保育施設	古河ヤクルト販売㈱ 古河東センター託児室	// 東本町二丁目5-8	32-1673	0	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5未満	0.5未満	0
98	認可外保育施設	古河ヤクルト販売㈱ 総和センター託児室	// 女沼359-15	92-7426	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
99	認可外保育施設	三桜チャイルドハウスさくらんぼ	// 鴻巣696-1	33-8568	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
100	認可外保育施設	KOYOナースリーキッズ	// 雷電町2-36	23-2008	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
101	児童クラブ	1小クローバー第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 中央町3-10-1	22-0446	0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
102	児童クラブ	2小双馬仙第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 本町2-10-45	32-4488	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
103	児童クラブ	3小のびっこ児童クラブ	// 旭町1-18-4	33-1366	0	0	0	0.5未満	0	0	0
104	児童クラブ	たんぼほ4小クラブ・たけのこ4小クラブ・4小第3児童クラブ	// 中田1221	48-6726	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	0.5~3.0	0	0
105	児童クラブ	5小つくしんぼクラブ	// 横山町3-13-27	22-0660	0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
106	児童クラブ	6小平和町第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 北町16-47	32-6080	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
107	児童クラブ	7小ひまわり第1児童クラブ・第2児童クラブ・第3児童クラブ	// 三和176-1	48-7421	5.0~10.0	5.0~10.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0
108	児童クラブ	上辺見第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 上辺見1164	33-1581	0	0	0	0.5~3.0	0	0.5未満	0
109	児童クラブ	駒羽根第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 駒羽根1356-2	92-8488	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
110	児童クラブ	下大野第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 下大野734-2	92-3000	0	0	0	0.5~3.0	0.5未満	0	0
111	児童クラブ	下辺見第1児童クラブ・第2児童クラブ・第3児童クラブ	// 下辺見2400	33-2700	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5未満	0
112	児童クラブ	西牛谷児童クラブ	// 西牛谷650	98-4850	0	0	0	0.5~3.0	0.5未満	0.5~3.0	0
113	児童クラブ	中央小第1児童クラブ・第2児童クラブ	// 下大野1573-20	92-1846	0	0	0	0.5~3.0	0	0	0
114	児童クラブ	釈迦児童クラブ	// 釈迦271	92-0173	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
115	児童クラブ	水海児童クラブ	// 水海542-1	92-3277	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
116	子育て支援施設	古河市ネーブル子育て広場 ヤンチャ森	// 駒羽根620	92-9033	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
117	子育て支援施設	古河市駅前子育て広場 わんぱくステーション	// 本町4-1-1	23-4120	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
118	小学校	古河第一小学校	// 中央町三丁目10-1	22-0101	0.5~3.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
119	小学校	古河第二小学校	// 本町二丁目10-45	32-2700	0	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
120	小学校	古河第三小学校	// 旭町一丁目18-4	32-0742	0	0	0	0.5未満	0	0.5未満	0
121	小学校	古河第四小学校	// 中田1221	48-1862	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
122	小学校	古河第五小学校	// 横山町三丁目13-27	22-0647	0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
123	小学校	古河第六小学校	// 北町16-47	32-5065	0	0.5未満	0	0.5未満	0.5~3.0	0	0
124	小学校	古河第七小学校	// 三和176-1	48-1791	5.0~10.0	5.0~10.0	0	5.0~10.0	5.0~10.0	0	0
125	小学校	釈迦小学校	// 釈迦271	92-0104	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
126	小学校	下大野小学校	// 下大野734-2	92-0004	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
127	小学校	上辺見小学校	// 上辺見1164	32-0633	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5未満	0
128	小学校	駒羽根小学校	// 駒羽根1364	92-5477	0.5~3.0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
129	小学校	西牛谷小学校	// 西牛谷650	98-0333	0	0	0	0.5~3.0	0.5未満	0.5~3.0	0
130	小学校	水海小学校	// 水海542-1	92-0353	3.0~5.0	0.5~3.0	0	5.0~10.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
131	小学校	下辺見小学校	// 下辺見2400	32-0921	0.5~3.0	0.5~3.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5未満	0
132	小学校	中央小学校	// 下大野1573-20	92-1610	0	0	0	0.5~3.0	0	0	0
133	病院	古河赤十字病院	// 下山町1150	23-7111	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
134	病院	総和中央病院	// 駒羽根825-1	92-7055	0.5未満	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
135	病院	古河総合病院	// 鴻巣1555	47-1010	3.0~5.0	3.0~5.0	0	3.0~5.0	5.0~10.0	0	0

資料10-1 洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧

	施設種別	名称	所在地	電話番号	令和4年6月現在						
					計画規模[m]			予想浸水深			
					利根川	渡良瀬川	鬼川	利根川	渡良瀬川	鬼川	向堀川
136	病院	秋葉産婦人科病院	// 東本町2-9-2	32-3335	0	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5未満	0
137	小規模保育施設	にじいろ保育園	// 下辺見2336-3	23-4912	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5~3.0	0.5~3.0	0.5~3.0	0
138	認可保育園	ひだまり保育園	// 大山1599-10	23-4620	2.0~5.0	2.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
139	家庭的保育施設	家庭的保育室ままでのて	// 駒羽根662-2	080-8730-1931	0.5未満	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
140	小規模保育施設	はなのわ わのん保育園	// 駒羽根561-1	23-3800	0.5未満	0.5未満	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
141	小規模多機能型居宅介護	ひだまり	// 高野1420-1	23-4844	1.0~2.0	0	0	5.0~10	5.0~10	0.5~3.0	0
142	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス くもとそら	// 下辺見2586	51-7755	2.0~5.0	2.0~5.0	0.5未満	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
143	共同生活援助・短期入所	ソーシャルインクルーホーム古河中田	// 中田2236-1	29-166307015397725 (111)	2.0~5.0	2.0~5.0	0	5.0~10	5.0~10	0	0
144	就労継続支援(A型)	オハナ	// 東本町1-7-19 Mkビル2F	080-4356-3216	0	0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
145	デイサービスセンター	リハプライド 古河女沼	// 女沼715-1	33-6980	2.0~5.0	1.0~2.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
146	共同生活援助	めぐホーム鴻巣	// 鴻巣417-13	23-5744	2.0~5.0	2.0~5.0	0	3.0~5.0	3.0~5.0	0	0
147	共同生活援助	めぐホームけやき平	// けやき平1-13-7	33-6631	2.0~5.0	2.0~5.0	0	5.0~10	5.0~10	0	0
148	放課後等デイサービス	カラフル日赤北	// 下山町10-2	23-3870	2.0~5.0	2.0~5.0	1.0~2.0	3.0~5.0	3.0~5.0	0.5~3.0	0
149	児童発達支援	コペルプラス古河教室	// 横山町1-10-33	33-7980	0	0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0
150	有料老人ホーム・デイ	ご長寿くらぶ古河西町B	// 西町11-4	33-6672	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0.5~3.0	3.0~5.0	0	0
151	認可保育園	ひなた保育園こが	// 西町11-5	33-6672	0.5~1.0	0.5~1.0	0	0.5~3.0	0.5~3.0	0	0

浸水想定区域内要配慮者施設情報伝達系統図

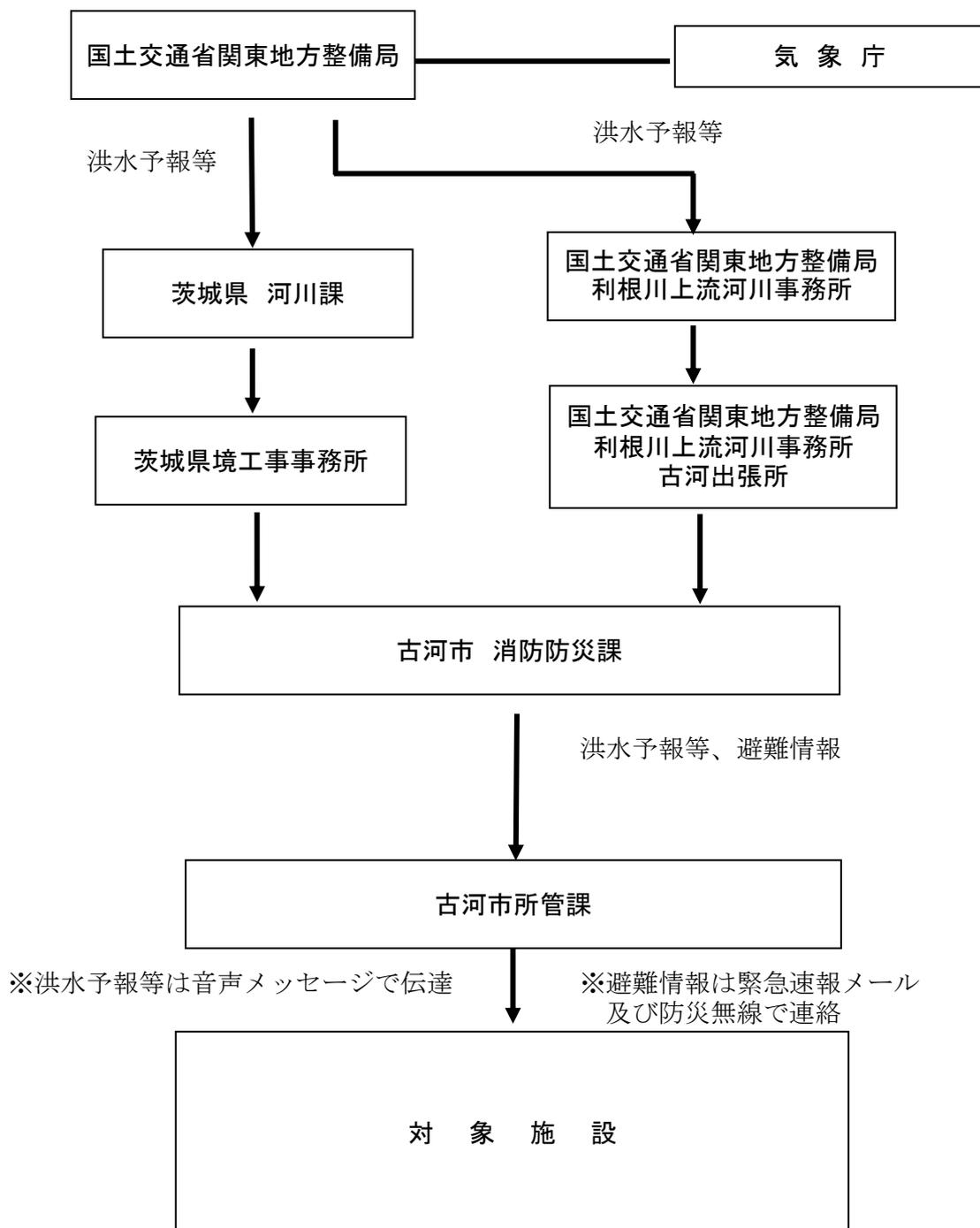
1. 伝達情報

国土交通省・県からの洪水予報等（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）及び避難情報（高齢者等避難、避難指示）

2. 伝達方法

古河市防災防犯メールによる音声メッセージ

3. 伝達系統



資料 10-3 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱

(目 的)

第1 知事は、茨城県地域防災計画（昭和38年9月茨城県防災会議作成）に基づき、災害用医薬品等（以下「医薬品等」という。）を供給し、災害初期における人命救助に万全を期するため、茨城県医薬品卸業組合理事長（以下「理事長」という。）に医薬品等の確保、備蓄を委託するものとする。

(指定備蓄者)

第2 知事は、医薬品等を備蓄する者（以下「指定備蓄者」という。）として、別表第1（資料10-6）に掲げる者を指定する。

(医薬品等の供給)

第3 指定備蓄者は、知事又は市町村長の要請に基づき、医薬品等を供給するものとする。

(供給報告)

第4 指定備蓄者は、医薬品等を供給したときは、災害用医薬品等供給報告書（様式1）を、速やかに理事長を経由して知事に提出するものとする。

(代金の請求)

第5 供給した医薬品等の代金及びこれらに要した経費は、県又は市町村と指定備蓄者が協議のうえ定めた適正な額をもとに指定備蓄者が、直接県又は市町村に請求するものとする。

(備蓄場所及び医薬品等の品目、数量)

第6 医薬品等の備蓄場所並びに備蓄医薬品等の品目又は数量は、別表第1及び別表第2（資料10-7）のとおりとする。

(医薬品等の保管及び補てん)

第7 指定備蓄者は、第6に規定する医薬品等を良好な状態で保管、管理するものとする。

2 指定備蓄者は、医薬品等を供給したときは、速やかに当該医薬品等を補てんするものとする。

(備蓄状況報告)

第8 指定備蓄者は、毎年9月30日及び3月31日現在でそれぞれ災害用医薬品等備蓄状況報告書（様式2）を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、当該報告書に係る備蓄状況を整理、集計のうえ、災害用医薬品等備蓄状況報告書（様式3）を作成し、速やかに知事に提出するものとする。

(廃止等の届出)

第9 指定備蓄者は、医薬品等の備蓄場所の廃止、移転及び名称の変更をしようとするときは、あらかじめ理事長を経由して知事の承認を得るものとする。

(備蓄状況調査)

第10 知事は、必要に応じて備蓄状況を調査するものとする。

様式1

年 月 日

茨城県知事 殿
茨城県医薬品卸業組合理事長 殿

所在地
名称
責任者名

印

災害用医薬品等供給報告書

標記について、下記のとおり供給しました。

記

- 1 供給先（県又は市町村）
- 2 供給年月日
- 3 供給品名、数量

分類	一般名	商品名	規格	供給数量	備考

様式 2

年 月 日

茨城県医薬品卸業組合理事長 殿

所在地
名称
責任者名

印

災害用医薬品等備蓄状況報告書

標記について、 年 月 日現在別紙のとおり災害用医薬品等を備蓄しております。

(別紙)

災害用医薬品等備蓄品目一覧

分類	一般名	商品名	規格	指定数量	備蓄数量	備考

様式3

年 月 日

茨城県知事殿

所在地
名称

印

災害用医薬品等備蓄状況報告書

標記について、 年 月 日現在別紙のとおり災害用医薬品等を備蓄しております。

(別紙)

災害用医薬品等備蓄品目一覧

分類	一般名	商品名	規格	指定数量	備蓄数量	備考

資料 10-4 災害用医薬品等備蓄場所

別表第 1

指定備蓄者	備蓄場所	電 話
(株) メディセオ筑西・古河支店	下妻市北大宝 204-8	0296(30)7711 0296(30)7712

資料 10-5 別表第 2 災害用医薬品等備蓄品目一覧

分類	一般名	商品名	分類	一般名	商品名	
局所麻酔剤	リドカイン注	キシロカイン注 リドカイン注	強心剤、昇圧剤	ジプロフィリン注	ネオフィリンM注、ハイフィリン注、コルフィリ注等	
		フローセン、フォーレン、エトレン、セボフレン等		ジゴキシシン注	ジゴシン注	
	バルビツール酸系及びチオバルビツール酸系	ラボナール、チトゾール、イソゾール等		塩酸ドパミン注	イノバン注 ドミニン注等	
催眠鎮静剤、抗不安剤	エチゾラム錠	デパス錠、パルギン錠等		コハク酸メチルプレゾニゾロン Na 注	ソルメドロール、注射用プリドール等	
	ジアゼパム	セルシン錠・注、ホリゾン錠・注等		コハク酸ヒドロコルチゾン Na 注	ソルコーテフ等	
	トリアゾラム錠	アサシオン錠 ハルシオン錠等		リン酸デキサメタゾン Na 注	デカドロン注 オルガドロン注等	
	フェノバルビタール注	フェノバル注等		エピネフリン注	ボスミン注	
解熱鎮痛消炎剤	アスピリン・ダイアルミネート錠	バファリン 330mg 等		心疾患用剤	メシル酸ジヒドロエルゴタミン錠	ジヒデルゴット、レスタール等
	アセトアミノフェン	カロナール錠			アテノロール	テノーミン錠等
	ジクロフェナク Na 錠	ボルタレン錠等			塩酸メキシレチンカプセル	メキシチールカプセル等
	ジクロフェナク Na 坐剤	アナバン坐剤、ボルタレンサボ等	ジソピラミドカプセル		リスモダン等	
	スルピリン注	メチロン注、スルピリン注 等	硝酸イソソルビド錠		ニトロール錠	
	ペンタゾシン注	ソセゴン注 ペンタジン注	ニフェジピンカプセル		アダラートカプセル、セパミットカプセル等	
	アセトアミンフェン坐剤	アルピニー坐剤 アンヒバ等	ニトログリセリン錠		ニトロペン錠	
	イソドメタシン坐剤	インダシン坐剤・インテバン坐剤			フランドルテープ S、ニトロダーム TTS 等	
	ロキソプロフェン Na 錠	ロキソニン等	降圧剤		ベシル酸アムロジピン	ノルバスク等
鎮暈薬	塩酸ジフェニドール錠		ACE 阻害剤		カプトリル、レニベース等	
骨格筋弛緩剤	塩化スキサメトニウム注		塩酸プロプラノール錠	インデラル錠ノルモテンス錠等		
眼科用剤	オフロキサシン・レポフロキサシン点眼剤	タリビット点眼、クラビット点眼等	フロセミド	ラシックス錠・注		
			カンデサルタンシレキセチル、バルサルタン	プロプレス錠 (4)、ディオバン錠 (40)		
抗ヒスタミン剤 (小児用含)	d-マレイン酸クロルフェニラミン錠	ポララミン錠等	総合感冒剤 (小児用含)	鎮咳、抗ヒスタミン、解熱配合剤 (非ピリン系感冒剤)	ペレックス顆粒、ペレックス 1/6 顆粒、PL 顆粒、幼児用 PL 顆粒、LL シロップ、ネオアムノールシロップ等	
	フマル酸クレマスチン錠	タベジール散、ラクレチレンドライシロップ等		喘息治療剤	塩酸プロカテロール	メプチン錠、シロップ
呼吸促進剤	ジモルホラミン注	テラプチク筋注		テオフィリン錠	テオドール錠、テオロング錠等	
強心剤、昇圧剤	ユビデカノレン	ノイキノン錠等				

分類	一般名	商品名	分類	一般名	商品名
強心剤、昇圧剤	ユビデカノレン	ノイキノン錠等	喘息治療剤	プレドニゾロン錠	プレドニン錠
	アミノフィリン注	ネオフィリン注等			
喘息治療剤	臭化イプラトトロピウム、サルブタモール	アトロベント、サルタノール等	細胞外液補充液維持液 代用血漿液	生理食塩水	生理食塩水
	プロピオン酸ベクロメタゾン吸入、プロピオン酸フルチガソン吸入	キューバル、フルタイド等		リンゲル液	リンゲル液
止瀉剤、整腸剤（小児用含）	塩酸ロペラミド	ロペミンカプセル、ロペミン顆粒、ロペミン小児用等		乳酸リンゲル液	ハルトマン液、ラクテック注等
	耐性乳酸菌製剤	ビオフェルミンR、レニベン等		ブドウ糖注	ブドウ糖注
健胃消化剤	配合剤	エクセラージェ、ベリチーム、タフマックE、セブナイーP等	抗血栓剤	D-マンニトール	マンニトール注
				塩酸チクロピジン錠	パナルジン錠等
便秘薬	グリセリン浣腸液	グリセリン浣腸等		ワルファリンカリウム	ワーファリン錠
				ヘパリン注	ヘパリンナトリウム注等
痔疾用剤		ボラギノールN座剤、ネリプロクト座剤	糖尿病用剤	グリベンクラミド錠	オイグルコン錠、ダオニール錠等
				インスリン注	ノボリンN ヒューマリン注、ランタス、ペンフィル等
止血剤	カルバゾクロムスルホン酸Na	アドナ（AC-17）注等	ビタミン剤	ビタミンB1注	アリナミンF注、ネオラミンスリービー注等
				トラネキサム酸	トランサミン、ルカバリンS、ヘキサトロン注等
	エピネヒリン	ボスミン液		ビタミンC注	アスコルチン注、アスコロビン酸注、ビダシミン等
			酸化セルロース	サージセル	ビタミンK注
	ゼラチン	ゼルフォーム、スポンゼル	外皮用薬		テラマイシン軟膏、ゲンタシン軟膏、クリーム、クロマイーP軟膏等
					ベトネベートN軟膏、リンデロンVG軟膏、クリーム等
					モーラス、ステイパン、ヘルペックスS等

分類	一般名	商品名	分類	一般名	商品名
抗生物質製剤（小児用含）	合成ペニシリン錠、カプセル、合成ペニシリン注	サワシリン錠、パセトシンカプセル等 ペントシリン注、ドイル注等	外皮用薬	塩化ベンザルコニウム	オスバン液等
	セフェム系カプセル	ケフラールカプセル、セフスパンカプセル、セケフラールカプセル、セプチコールカプセル等、プロモックスカプセル		消毒用エタノールオキシドール	消毒用エタノールオキシドール
	セフェム系注、セフェム系ドライシロップ	パンスポリン静注、セファメジン注等 センセファリン、ラリキシ、オラスポア、バナシ等センセファリン、ラリキシ等		ポピドンヨード液	イソジンスクラブ、手術用ポピドン、イソジン液等
	クラリスロマイシン	クラリシッド、クラリスドライシロップ小児用等	口腔用塗布剤	塩化デカリニウムトローチ	S P トローチ
	その他の抗生物質製剤	静注用ホスミシンS、ダラシンS注射液用	鎮咳剤、去痰剤（小児用含）	リン酸ジメモルファンシロップ	アストミンシロップ等
	トシル酸トスフロキサシン ノルフロキサシン	オゼックス錠、トスキサシン錠等 バクシダール錠等		塩酸ブロムヘキシン	ビソルボン錠等
	レボフラキサシン	タリビット錠等 クラビット錠	消化性潰瘍用剤	シメチジン	タガメット錠・細粒等
	シプロフロキサシン	シプロキサ錠		テプレノン	セルベックスカプセル・細粒等
	リン酸オセルタミビル	タミフルカプセル、タミフルドライシロップ	鎮痙剤	臭化ブチルスコポラミン	ブスコバン錠注、スバリコン錠等
				硫酸アトロピン	硫酸アトロピン注
衛生材料	脱脂綿		衛生材料	体温計	
	ガーゼ			紙おむつ	
	包帯			注射器、注射針（デイスボ含）輸液セット	
	絆創膏		解毒剤	炭酸水素Na	メイロン
	救急絆			ヨウ化プラリドキシム	パム
	手術用手袋				
	薬袋				
	次亜塩素酸ナトリウム				

資料 11-1 日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会茨城県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支部規則第5条の規定により構成された各ブロックに代表都市を設置する。

2 代表都市は、支部常任理事都市とする。

(応援内容)

第3条 会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
- (2) 応急給水に必要な補給水、給水用のポリタンク等の提供
- (3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 作業に必要な車両、機械等の提供
- (5) 指定工事店等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の要請方法)

第4条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 被災会員が所属するブロックの代表都市に応援を要請する。
 - (2) 要請をうけた代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、支部長に応援を要請する。
 - (3) 支部長は、応援の要請があったブロック以外のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関東地方支部に応援を要請する。
- 2 前項により応援を要請しようとするときは、水道災害等における非常時の連絡先により、次の各号に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。
- (1) 被災状況
 - (2) 必要とする応援の内容
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 必要とする資器材の種類及び水量
 - (5) 補給水の必要の有無及び水量
 - (6) 応援を要する期間
 - (7) 応援の場所及び経路
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、応援に関し必要な事項

(応援状況の報告)

第5条 被災会員が所属するブロックの代表都市は、被災会員の被害状況及び応援状況を把握の

うえ支部長に報告するものとする。

(応援体制)

第6条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、日用品等を携行させるものとする。

2 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用するものとする。

3 応援の要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めることとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条各号に掲げる応援活動に要する経費の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、別表のとおりとする。

2 前項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は、応援活動を円滑にするため、保有する物資、車両等を調査し、その結果を応急給水備蓄資器材調査表(様式第1号)により、毎年9月末日までに支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の調査表を取りまとめ整理の上、各会員に送付するものとする。

(他の法令との関係)

第10条 災害救助法(昭和22年法律第118号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理は、法令の定めによるものとする。

(防災会議の実施)

第11条 支部長は、円滑な応援活動を実施するため、会員相互の情報交換を目的とした防災連絡会議を開催する。

2 前項の防災連絡会議は、支部理事都市の課長をもって構成する。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度会員間で協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成9年11月21日から施行する。

応急給水備蓄資器材調査表

NO.1

平成 年 月 日現在

名 称	(A) 容 量 (トン)	(B) 個 数	(A)×(B) 水 量 (トン)	備 考
給 水 車	(トン)		(トン)	
タ ン ク	(トン)		(トン)	
ポ リ 容 器	(リットル)		(リットル)	
ポ リ 袋	(リットル)		(リットル)	
そ の 他	ウォーターパックエース	(リットル)		
	ウォーターバルーン	(リットル)		
備 蓄 資 材	ある ない	管・弁類及び復旧用器材の形状寸法、数量及び保管場所等をまとめた一覧表がありましたら一部ご恵与下さい。		

備考 給水車は、給水タンク専用車とする。

応急給水備蓄資器材調査表

NO.2

平成 年 月 日現在

名 称		容 量	個 数	水 量	備 考
車両	給水車	\			NO.1 調査表の合計台数
	トラック	(トン)			
	拡声器付公報車	\			
その他の車両	\				

\	男 (名)	女 (名)	計
職 員 数			

別表

経費の負担区分

	被応援会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料、調整手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費、賃借料、輸送料	損料（減価償却費等）
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊費（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（防寒服・割当のない職員分・クリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 電話料金（カード・FAX等） トランシーバー、消火器、地図	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

災害救助法適用要請書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

古河市長 氏 名

災害救助法の適用について

このことについて、下記理由により災害救助法を適用されたく要請します。

記

- 1 災害発生の日時及び原因
- 2 被害地域
- 3 被害の状況
 - (1)人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者）
 - (2)住家被害（全壊、全焼、流出、半壊、半焼、一部破損、床上浸水の世帯数）
 - (3)その他
- 4 法の適用を申請する理由
（厚生労働大臣との事前協議を必要とする適用基準により災害救助法を適用する場合のみ）

茨城県災害救助法施行細則

(昭和36年8月5日茨城県規則第83号)

最終改正：令和3年規則第47号

第1条 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の実施を決定したときは、市町村別の適用地域を告示するものとする。

第2条 救助に関する組織は、別に定める。

第3条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定める基準(以下「救助基準」という。)による。ただし、知事は、この救助基準により難い特別の事情があるときは、その都度、必要に応じて市町村長の意見を聞き、内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、特別基準の設定に関し必要な事項は別に定める。

第4条 災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第1号の1から様式第1号の4まで
- (2) 公用変更令書 様式第2号
- (3) 公用取消令書 様式第3号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第4号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用変更令書又は同項第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録するものとする。

第5条 当該職員が規則第2条の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受け、同条第3項の規定により受領調書(様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第6条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第7条 規則第4条の規定による公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第7号
- (2) 公用取消令書 様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第9号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録してこれを抹消するものとする。

第8条 規則第4条第2項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

第9条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2による。

第10条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第10号による。

第11条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第11号による。

第12条 令第8条第2項第2号の規定により知事が定める額は、法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者については、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額とする。

第13条 令第8条第2項第3号の規定により知事が定める額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額とする。

第14条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号の区分による当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他の収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、規則第6条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年6月28日から適用する。

別表第1(第3条)

令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

- ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- ウ 「避難所」設置のため支出する費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり 330円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合、ウの金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 「避難所」での生活が長期にわたる場合においては、「避難所」に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対して、建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

- (ア) 建設型仮設住宅(建設して供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、**5,714,000**円以内とする。
- (ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。
- (オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (カ) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

- (ア) 借上型仮設住宅(借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)の規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、ア(カ)の期間と同様の期間とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 「炊出しその他による食品の給与」は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 「炊出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊出しその他による食品の給与」を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 「炊出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出する費用は、季別(災害発生の日をもって決定する。)及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 「被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」及び「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、「医療」(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 「医療」のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 「被災者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 「被災者の救出」のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

- (3) 「被災者の救出」を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
- (1) 「住宅の応急修理」は、災害のため、住家が半壊し若しくは半焼し自らの資力では 応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、一世帯当たり595,000円以内とする。
- (3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
- 7 生業に必要な資金の貸与
- (1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次以内の額とする。
- ア 生業費 1件当たり 30,000円以内
- イ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。
- ア 貸与期間 2年以内
- イ 利子 無利子
- (5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
- 8 学用品の給与
- (1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失若しくは毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- (2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品
- (3) 「学用品の給与」のため支出する費用は、次の額以内とする。
- ア 教科書代
- (ア) 小学校児童及び中学校生徒
- 「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (イ) 高等学校等生徒
- 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- イ 文房具及び通学用品費
- 小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- (4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

- (1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。
- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 「埋葬」のため支出する費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。
- (4) 「埋葬」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索

- (1) 「死体の搜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 「死体の搜索」のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 「死体の搜索」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- (2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 「死体の処理」のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

12 障害物の除去

- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 「障害物の除去」のため支出する費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
- (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救助用物資の整理配分

- (2) 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

14 救助事務費

- (1) 救助事務費(「救助の事務」を行うのに必要な費用をいう。以下同じ。)に支出できる範囲は、「救助の事務」を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金職員等雇上費
- ウ 旅費
- エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
- オ 使用料及び賃借料
- カ 通信運搬費
- キ 委託費

- (2) 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- ア 3,000 万円以下の部分の金額 100 分の 10
- イ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額 100 分の 9
- ウ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額 100 分の 8
- エ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額 100 分の 7
- オ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額 100 分の 6
- カ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額 100 分の 5
- キ 5 億円を超える部分の金額 100 分の 4

- (3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 1 項から第 13 項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第 2 に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

別表第2(第9条)

令第5条の規定による実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師

1人1日当たり 21,600円以内

イ 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士及び歯科衛生士

1人1日当たり 15,900円以内

ウ 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師

1人1日当たり 16,500円以内

エ 救急救命士

1人1日当たり 15,200円以内

オ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 16,500円以内

カ 大工

1人1日当たり 25,000円以内

キ 左官

1人1日当たり 25,800円以内

ク とび職

1人1日当たり 25,200円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前記(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし, 常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに前記(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし, 常勤職員との均衡を考慮して, 職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める額以内とする。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

資料 12-3 災害救助基準

令和3年度

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当り 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当り 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産の要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上					
被災した住宅の応急処理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当りの限度額 595,000円以内	災害の発生の日から1カ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小 学 校 児 童 4,500円 中 学 校 生 徒 4,800円 高 等 学 校 等 生 徒 5,200円	災害の発生の日から(教科書)1カ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当りの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 	<p>救助事務費に支出できる費用は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合計額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3,000万円以下の部分の金額については100分の10 2 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9 3 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4 	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 12-4 災害救助法適用に際し整備すべき書類一覧

災害救助法適用に際し整備すべき書類一覧

救助の種類	整備すべき書類
避難所の設置	①救助実施記録日計表 ②避難所用物資受払簿 ③避難所設置及び収容内容状況 ④避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
学用品の給与	①救助実施記録日計表 ②教科書及び学用品等受払簿 ③学用品の給与状況 ④学用品購入関係支払証拠書類
医療	①救助実施記録日計表 ②医薬品衛生材料受払状況 ③救護班活動状況 ④病院 ⑤診療所医療実施状況 ⑥医療機関支払証拠書類
助産	①救助実施記録日計表 ②医薬品衛生材料受払状況 ③助産台帳 ④支払関係証拠書類
飲料水の供与	①救助実施記録日計表 ②給水用機械器具、燃料、浄水用薬品資材受払簿 ③飲料水の支給簿 ④支払関係証拠書類及び物品受払関係書類
炊き出しその他による食品の給与	①救助実施記録日計表 ②炊き出し、その他による食品給与用物資受払簿 ③炊き出し給与状況 ④炊き出し用品借用簿 ⑤購入代金等支払証拠書類
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	①救助実施記録日計表 ②被服、寝具等受払簿 ③物資の給与 ④救助物資受領書 ⑤救助物資給与関係調達、支払証拠書類
障害物の除去	①救助実施記録日計表 ②障害物除去関係物資等受払簿 ③障害物除去の状況 ④除去のための工事関係書類 ⑤除去費支払関係証拠書類
災害にかかった者の救出	①救助実施記録日計表 ②り災者救出用の機械、器具、燃料受払簿 ③り災者救出状況記録簿 ④救出費用支払及び物品関係証拠書類
死体の搜索	①救助実施記録日計表 ②搜索用機械、器具、燃料受払簿 ③死体の搜索状況記録簿 ④搜索費用支払及び物品関係証拠書類
死体の処理	①救助実施記録日計表 ②死体処理物資受払簿 ③死体処理台帳 ④死体処理費支出関係証拠書類
埋葬	①救助実施記録日計表 ②埋葬資材受払状況 ③埋葬台帳 ④埋葬、支払関係証拠書類

救助の種類	整備すべき書類	
応急仮設住宅の供与	①救助実施記録日計表 ③応急仮設住宅建築のための 工事代金支払等証拠書類 ⑤建築のための工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等) ⑦処分しようとする応急仮設 住宅の現況調	②応急仮設住宅建設関係資材等受払簿 ④応急仮設住宅台帳 ⑥応急仮設住宅処分調書 ⑧応急仮設住宅の滅失及び破損状況調
災害にかかった住宅の応急修理	①救助実施記録日計表 ③住宅応急修理記録簿 ⑤工事代金等支払関係証拠書類	②住宅応急関係資材等受払簿 ④修理のための工事関係書類 (契約書、設計書、仕様書等)

資料 13-1 被害の判定基準表

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。	
その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

被害区分		判定基準等
その の 他	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設また同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに処理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
火災発生	火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公共文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	

被害区分		判定基準等
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

資料 14-1 河川の現況

区 分	河川管理者	河川名
一級河川	国土交通省	利根川
		渡良瀬川
	茨 城 県	女沼川
		宮戸川
		向堀川
		西仁連川
		東仁連川
飯沼川		
準用河川	古 河 市	磯川
		東磯川
		积水川
		柳川

- 一級河川：治水または利水上、特に重要な水系で、政令で指定したものにかかわる河川。国土交通大臣が指定し、国や県が管理する。
- 準用河川：一級河川および二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用され、市町村が管理する。



【国指定文化財一覧】

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	指定年月日
1	建造物	第1675号	旧飛田家住宅	1棟	鴻巣	S43.4.25
2	歴史資料	第130号	鷹見泉石関係資料 文書・記録類 686点 絵図・地図 768点 書籍類 466点 書状類 912点 絵画・器物類 321点	3,153点	中央町	H16.3.25

【茨城県指定文化財一覧】

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	指定年月日
1	建造物	第42号	旧中山家住宅	1棟	鴻巣	S48.8.27
2	絵画	第32号	絹本著色 両界曼荼羅	2幅	小堤	S38.8.23
3	絵画	第35号	絹本著色 土井利勝肖像画	1幅	大手町	S39.7.31
4	彫刻	第49号	木造 親鸞聖人像	1軀	中央町	S39.7.31
5	彫刻	第60号	木造 地藏菩薩坐像	1軀	鴻巣	S41.3.7
6	彫刻	第132号	木造 十一面観音坐像	1軀	横山町	S63.1.25
7	彫刻	第133号	木造 聖徳太子立像(松葉太子)	1軀	中田	S63.1.25
8	工芸品	第50号	五鈷鈴	1口	小堤	S38.8.23
9	工芸品	第51号	三鈷杵	1口	小堤	S38.8.23
10	歴史資料	第7号	河口家医学等関係資料	896件	錦町	H19.11.16
11	史跡	第374号	古河公方足利成氏館跡 古河公方足利義氏墓所		鴻巣	S8.7.18
12	史跡	第18号	熊沢蕃山の墓		大堤	S36.7.21
13	無形民俗文化財	第26号	三和祇園ばやし		三和地区	S53.1.26
14	無形民俗文化財	第29号	磐戸神楽		大和田	H1.1.25
15	天然記念物	第66号	ボダイジュ	1株	仁連	H4.1.24
16	天然記念物	第67号	イチイガシ	1株	恩名	H4.1.24

【古河市指定文化財一覧】

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	指定年月日
1	建造物	第1号	旧土井家江戸下屋敷表門(正定寺黒門)	1棟	大手町	S43.4.1
2	建造物	第2号	旧古河城乾門(福法寺山門)	1棟	中央町	S43.4.1
3	建造物	第3号	雀神社社殿	1棟	宮前町	S58.4.1
4	建造物	第4号	旧茂田家住宅	1棟	磯部	H4.6.1
5	絵画	第1号	絹本著色 永井直勝肖像画	1幅	西町	S43.4.1
6	絵画	第2号	絹本著色 土井利益夫妻肖像画	2幅	大手町	S50.2.26
7	絵画	第3号	絹本著色 双禽黄薔薇図 奥原晴湖筆	1幅	東京都中央区	S52.4.4
8	絵画	第4号	絹本著色 墨堤春色図屏風 奥原晴湖筆	2曲1双	中央町	H11.12.27
9	絵画	第5号	絹本著色 月瀬梅溪図巻 奥原晴湖筆	1巻	中央町	H11.12.27
10	絵画	第6号	勝願寺所蔵中世関連御絵像 附:御絵像裏書3点	6幅	磯部	H13.7.1
11	絵画	第7号	奥原晴湖関係資料(奥原家・池田家伝来)	2,168件	中央町	H24.3.29
12	絵画	第8号	絹本墨画 山水図	1幅	仁連	H24.3.29

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	指定年月日
14	彫刻	第1号	木造 阿弥陀如来立像	1躯	中央町	S43.4.1
15	彫刻	第2号	木造 尼僧立像	1躯	中央町	S51.4.2
16	彫刻	第3号	木造 十一面観音立像	1躯	長谷町	S52.4.4
17	彫刻	第4号	木造 阿弥陀如来坐像	1躯	谷貝	S62.10.1
18	彫刻	第5号	木造 阿弥陀如来坐像	1躯	諸川	S62.10.1
19	彫刻	第6号	木造 阿弥陀如来立像	1躯	新和田	S62.10.1
20	彫刻	第7号	木造 五智如来坐像	5躯	駒羽根	H3.6.1
21	彫刻	第8号	銅造 十一面観音立像	1躯	上大野	H7.6.1
22	彫刻	第9号	木造 阿弥陀如来立像 附: 観音菩薩立像・勢至菩薩立像	3躯	大手町	H16.6.25
23	彫刻	第10号	木造 日蓮上人坐像	1躯	中央町	H16.6.25
24	彫刻	第11号	木造 十一面観音坐像	1躯	中田	H16.6.25
25	彫刻	第12号	銅造 阿弥陀如来立像	1躯	仁連	H24.3.29
26	工芸品	第1号	蛙蟆龍の御衣(部分)	1領	中田	S45.10.1
27	工芸品	第2号	刺繍积迦涅槃図	1帳	中央町	S45.10.1
28	工芸品	第3号	石造宝塔	1基	関戸	H2.6.1
29	工芸品	第4号	刀剣 阿武隈川宗寛銘	1口	雷電町	H6.5.25
30	工芸品	第5号	脇差 常州東条庄高田住英定銘	1口	仁連	H24.3.29
31	書跡	第1号	詠春秋詩 小山霞外筆	6曲1双	中央町	S53.5.1
32	書跡	第2号	勝願寺所蔵中世関連名号書	5幅	磯部	H13.7.1
33	典籍	第1号	法華経(妙法蓮華経)	1卷	中央町	S45.10.1
34	典籍	第2号	底本古河志	5帖	中央町	S50.2.26
35	古文書	第1号	足利高基書状	1通	中央町	S42.6.1
36	古文書	第2号	足利政氏書状	1通	中央町	S42.6.1
37	古文書	第3号	足利義氏書状	1通	中央町	S42.6.1
38	古文書	第4号	足利義氏過所	1通	中央町	S42.6.1
39	古文書	第5号	豊島貞継過所	1通	中央町	S42.6.1
40	古文書	第6号	豊臣秀吉禁制	1通	中央町	S42.6.1
41	古文書	第7号	小野崎義昌官途状	1通	中央町	S42.6.1
42	古文書	第8号	足利義氏補任状	1通	中央町	S42.6.1
43	古文書	第9号	芳春院周興書出	1通	中央町	S42.6.1
44	古文書	第10号	足利義氏過所	1通	中央町	S42.6.1
45	古文書	第11号	足利成氏書状	1通	中央町	S42.6.1
46	古文書	第12号	後陽成天皇口宣案	1通	西町	S43.4.1
47	古文書	第13号	後陽成天皇口宣案	1通	西町	S43.4.1
48	古文書	第14号	本多忠良寄進状	1通	西町	S43.4.1
49	古文書	第15号	伊藤・平井寄進状	1通	西町	S43.4.1
50	古文書	第16号	遠藤与五右衛門寄進状	1通	西町	S43.4.1
51	古文書	第17号	永井尚政永井寺定書	1通	西町	S43.4.1
52	古文書	第18号	土井利勝書状	1通	中央町	S43.4.1
53	古文書	第19号	足利義氏充行状	1通	本町	S53.5.1

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	指定年月日
55	古文書	第21号	足利義氏感状	1通	水海	H3.6.1
56	古文書	第22号	山中家文書	1括	水海	H3.6.1
57	古文書	第23号	築田持助感状	1通	水海	H4.6.1
58	古文書	第24号	築田助利官途状	1通	女沼	H4.6.1
59	古文書	第25号	東光寺江戸幕府朱印状	8通	前林	H5.6.1
60	古文書	第26号	関家文書(築田助利官途状他関連文書3点)	4通	下大野	H8.6.1
61	古文書	第27号	勝願寺所蔵中世関連文書	14件21点	磯部	H13.7.1
62	古文書	第28号	山川氏中世関連文書	1巻	仁連	H24.3.29
63	考古資料	第1号	立崎古墳副葬品	1括	錦町	S42.6.1
64	考古資料	第2号	鈴杏葉	1個	中央町	S43.4.1
65	考古資料	第3号	耳飾	6個	中央町	S45.10.1
66	考古資料	第4号	土版	1個	中央町	S45.10.1
67	考古資料	第5号	寺ヶ谷古墳副葬品	6個	中央町	S50.2.26
68	考古資料	第6号	思案橋遺跡出土遺物	1括	下大野	H2.6.1
69	考古資料	第7号	向坪B遺跡出土遺物	1括	下大野	H3.6.1
70	考古資料	第8号	小堤城址出土古銭	1括	下大野	H6.7.1
71	考古資料	第9号	釈迦才仏遺跡出土土面	1個	下大野	H10.7.1
72	考古資料	第10号	稲宮行屋西遺跡出土旧石器時代遺物群 (角錐状石器2点・剥片40点)	1括	下大野	H17.9.1
73	歴史資料	第1号	土井家遺品	1括	大手町	S43.4.1
74	歴史資料	第2号	宝輪寺永仁元年銘板碑	1基	本町	S43.4.1
75	歴史資料	第3号	盈科堂学館記	1面	中央町	S51.4.21
76	歴史資料	第4号	盈科堂記	1面	中央町	S51.4.21
77	歴史資料	第5号	頼政神社手水鉢・燈籠・狛犬	1基・2対・ 1対	錦町	S52.4.4
78	歴史資料	第6号	本成寺木造三十番神像	30軀	横山町	S53.5.1
79	歴史資料	第7号	大聖院大日如来種子板碑	1基	本町	S58.4.1
80	歴史資料	第8号	向龍寺応安四年銘板碑	1基	諸川	S60.7.17
81	歴史資料	第9号	徳応元年銘私年号板碑	1基	下大野	H4.6.1
82	歴史資料	第10号	永正七年銘結衆板碑	6基	下大野	H5.6.1
83	歴史資料	第11号	建治元年銘板碑	1基	関戸	H7.6.1
84	歴史資料	第12号	俳諧奉納額	1面	柳橋	H9.9.1
85	歴史資料	第13号	鷹見家歴史資料	9,876点	中央町	H15.2.28
86	歴史資料	第14号	本田山遺跡出土長祿五年銘金泥板碑	1基	下大野	H17.9.1
87	有形民俗文化財	第1号	悪戸新田獅子舞の獅子頭	3頭	宮前町	S43.4.1
88	有形民俗文化財	第2号	日光街道古河宿道標	1基	中央町	S52.4.4
89	有形民俗文化財	第3号	大善院庚申塔(延宝八年)	1基	中田	S52.4.4
90	有形民俗文化財	第4号	妙光寺馬頭観世音塔(享保三年)	1基	中央町	S53.5.1
91	有形民俗文化財	第5号	一向寺十九夜塔(元禄八年)	1基	長谷町	S53.5.1
92	有形民俗文化財	第6号	万福寺十六夜塔(正徳二年)	1基	中田	H1.9.1
93	有形民俗文化財	第7号	伊勢参宮并古市遊興図絵馬	1面	上辺見	H7.6.1
94	有形民俗文化財	第8号	下大野獅子舞用具 (獅子頭3頭・面1面・太鼓3張)	1括	下大野	H7.6.1

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	指定年月日
96	無形民俗文化財	第1号	中田永代太々神楽		中田	S49.5.23
97	無形民俗文化財	第2号	悪戸新田獅子舞		宮前町	S43.4.1
98	無形民俗文化財	第3号	女沼のささら		女沼	H2.6.1
99	無形民俗文化財	第4号	柳橋磐戸神楽		柳橋	H11.3.1
100	史跡	第1号	永井家墓所		西町	S43.4.1
101	史跡	第2号	松月院御所塚		牧野地	S43.4.1
102	史跡	第3号	小笠原貞慶の供養塔		中央町	S43.4.1
103	史跡	第4号	土井家墓所		大手町	S50.2.26
104	史跡	第5号	河口信任の墓		横山町	S51.4.21
105	史跡	第6号	小出重固の墓		横山町	S51.4.21
106	史跡	第7号	法清院殿の墓		横山町	S51.4.21
107	史跡	第8号	鷹見泉石の墓		横山町	S53.5.1
108	史跡	第9号	小山霞外の墓 附: 梧岡・遜堂の墓		西町	S53.5.1
109	史跡	第10号	永仙院歴代住持の墓		桜町	S42.6.1
110	史跡	第11号	小杉監物の墓		本町	S58.4.1
111	史跡	第12号	枚田水石の墓		本町	S58.4.1
112	史跡	第13号	小杉元卿の墓		本町	H1.9.1
113	史跡	第14号	(三代)丸山儀左衛門の墓		本町	H1.9.1
114	史跡	第15号	小高益卿の墓		西町	H1.9.1
115	史跡	第16号	築田氏墓所		磯部	H3.6.1
116	史跡	第17号	郷有林記念碑		東山田	H6.3.25
117	史跡	第18号	明室浄光碑		仁連	H6.3.25
118	史跡	第19号	秀伝和尚の墓		久能	H6.7.1
119	史跡	第20号	伝蕃山堤		関戸	H7.6.1
120	史跡	第21号	八幡塚古墳		仁連	H10.2.27
121	史跡	第22号	駒塚古墳		中田	H13.2.26
122	史跡	第23号	坂間の碑(松平藤井家紀功碑)		坂間	H13.2.26
123	史跡	第24号	古河藩家老・寺田氏墓所		磯部	H24.3.29
124	史跡	第25号	川戸台遺跡		牧野地	H28.4.8
125	天然記念物	第1号	八幡神社の大銀杏	1株	本町	S49.5.23
126	天然記念物	第2号	小蓋宮の大樺	1株	東	S49.5.23
127	天然記念物	第3号	雀神社の大樺	1株	宮前町	S49.5.23
128	天然記念物	第4号	東光寺の椎	1株	前林	H5.6.1
129	天然記念物	第5号	サワラ	1株	東山田	H6.3.25
130	天然記念物	第6号	ナツグミ	1株	西間中橋	H6.3.25
131	天然記念物	第7号	古木「楓樹」	1株	中央町	H6.11.25

【登録文化財一覧】

	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	登録年月日
1	建造物	08-0004号	篆刻美術館(旧平野家表蔵棟)	1棟	中央町	H10.10.9
2	建造物	08-0005号	篆刻美術館(旧平野家裏蔵棟)	1棟		
	種 別	番 号	名 称	数 量	所在地	登録年月日
4	建造物	08-0030号	坂長本店袖蔵(旧古河城乾蔵)	1棟	中央町	H12.9.26
5	建造物	08-0031号	坂長本店主屋	1棟		
6	建造物	08-0032号	坂長本店文庫蔵(旧質蔵)	1棟		
7	建造物	08-0033号	坂長本店中蔵	1棟		
8	建造物	08-0034号	坂長本店石蔵	1棟		
9	建造物	08-0124号	亀屋商事(旧飯島家住宅)本館	1棟	雷電町	H16.6.9
10	建造物	08-0125号	亀屋商事(旧飯島家住宅)本館土蔵	1棟		
11	建造物	08-0126号	亀屋商事(旧飯島家住宅) 本館旧食堂及び旧浴室	1棟		
12	建造物	08-0127号	亀屋商事(旧飯島製糸)煉瓦倉庫	1棟		
13	建造物	08-0256号	武蔵屋店舗	1棟	横山町	H25.6.21

茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の緊急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県生活環境部防災・危機管理局消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災への応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

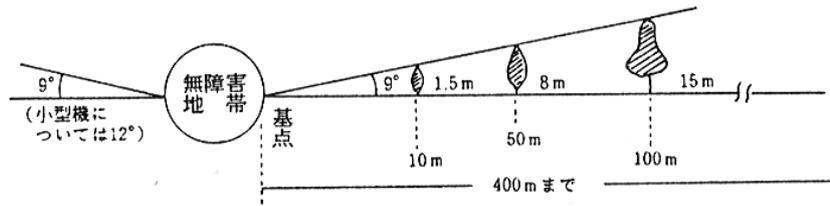
付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

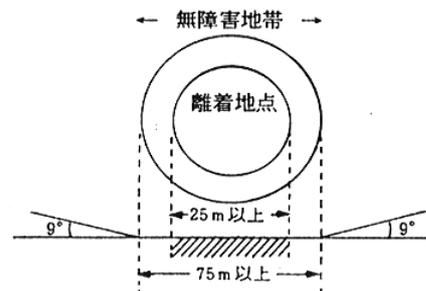
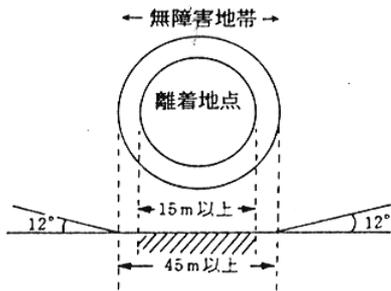
1) 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。



① 離着地点及び無障害地帯の基準

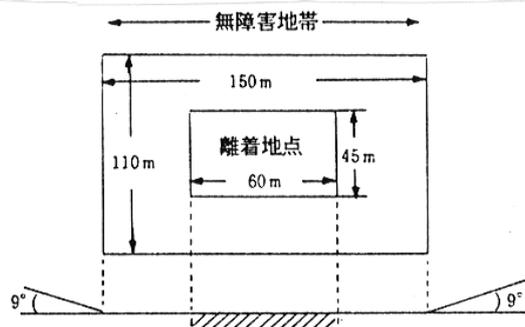
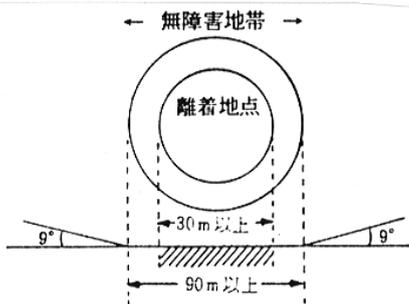
・小型機（OH-6）の場合

・中型機（HU-1）の場合



・中型機（UH-60J、V-107）の場合

・大型機（CH-47）の場合

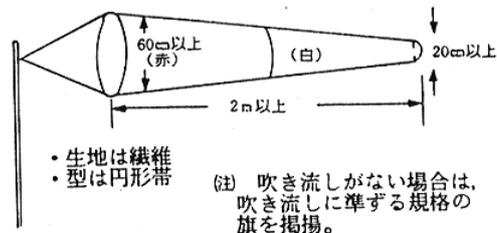
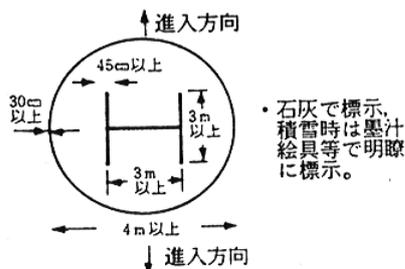


② 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2) 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流し（または発煙筒を設置する）を掲揚する。

① H記号の基準

② 吹き流しの基準



3) 危害予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。また、障害のおそれのあるもの（サッカーゴール等）は撤去する。

② 防塵措置

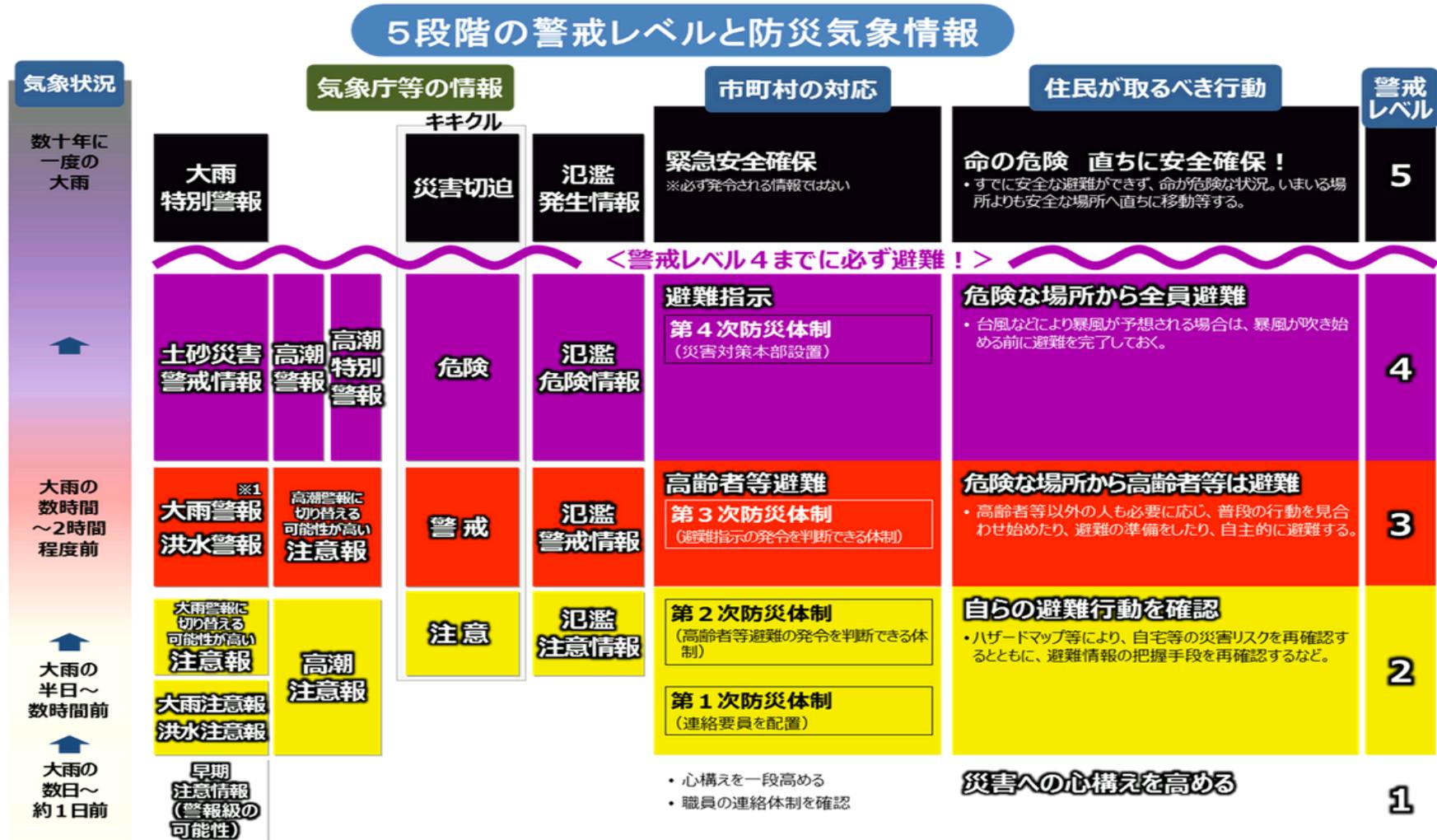
表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。また、飛散のおそれのあるものは撤去する。

③ 消火のための措置

粉末消火器（20型2本以上）を準備する。

資料 17-1 防災気象情報と警戒レベル

様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。 (例) 氾濫危険情報：警戒レベル4相当情報 [洪水]



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成